

令和4年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月10日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第2号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第3号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	発議第1号	ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難する決議
日程第 7	議案第9号	令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第11号）
日程第 8	議案第10号	令和3年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第11号	令和3年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第12号	令和3年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第13号	令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第4号）
日程第12	議案第14号	令和3年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
日程第13	議案第15号	令和3年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
日程第14		令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第15	議案第16号	行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第16	議案第17号	豊頃町課設置条例の一部改正
日程第17	議案第18号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第18	議案第19号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第19	議案第20号	豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正
日程第20	議案第21号	豊頃町消防団条例の一部改正

◎出席議員（9名）

1 番	石 田	貢 君	2 番	小笠原	茂 人 君
3 番	坂 口	尚 示 君	4 番	岩 井	明 君
5 番	杉 野	好 行 君	6 番	大 崎	英 樹 君
7 番	大 谷	友 則 君	8 番	中 村	純 也 君
9 番	藤 田	博 規 君			

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按 田	武 君
副 町	長	菅 原	裕 一 君
教 育	長	中 川	直 幸 君
農 業 委 員 会 長		井 下	睦 男 君
代 表 監 査 委 員		山 口	浩 司 君
総 務 課 長		熊 谷	雅 美 君
企 画 課 長		鎚 木	政 洋 君
住 民 課 長		渡 辺	良 英 君
福 祉 課 長		下 重	博 光 君
子 育 て 支 援 所 長		丹 羽	静 恵 君
産 業 課 長		岩 城	光 洋 君
商 工 観 光 課 長		齋 藤	学 君
施 設 課 長		越 谷	光 裕 君
会 計 管 理 者		須 藤	裕 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		神	義 宏 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長		森	直 史 君
消 防 署 長		波 多 野	明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 田	良 則 君
庶 務 係 主 事	手 塚	健 人 君

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和4年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に監査委員より、令和3年11月から令和4年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでございますので、御覧をいただきたいと思えます。
以上です。
- 藤田議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 ただいま議長より発言についてお許しを頂きましたので、令和4年第1回豊頃町議会定例会行政報告をさせていただきます。
まず第1点目、令和3年度繰越明許費に係る各事業についてでございます。
総務費において、法改正に伴う整備のための「住民記録システム改修事業」を、農林水産業費において、十弗西区・礼作別・長節地区で実施する「道営農地整備事業」を、災害復旧費において、林道農野牛線災害復旧のための「現年災復旧事業」を、それぞれ繰越明許費として翌年度に繰り越して事業を実施します。
続きまして、豊頃医院及び大津診療所の診療体制についてでございます。
豊頃医院及び大津診療所の管理運営については、公益社団法人地域医療振興協会に指定管理として委託しており、昨年11月から順調に診療が行われております。

現在は、十勝いけだ地域医療センターの名誉院長であります奥山泰史医師が管理者を務めており、新年度には常勤医師が配置されることとなっておりますが、当面、協会常務理事の木下順二医師が管理者を務めることとなりました。

木下医師は、自治医科大学医学部を卒業後、国立湊病院、田子診療所所長、日光市民病院管理者などを経て、平成24年2月から令和3年11月まで東京ベイ・浦安市川医療センター副管理者を務め、現在は協会本部でご活躍されております。豊頃医院には4月4日に着任予定であります。常務理事として本部業務を継続されることから、本町での診療は毎週水曜日から金曜日までのこととなります。

なお、新年度の診療体制については、協会が新たに帯広中央病院から医師の派遣を受け、月曜日にも診療を行うこととし、火曜日の帯広開西病院派遣医師による診療と併せて、豊頃医院は週5日、大津診療所はこれまでどおり週1日の診療を行います。

町民の皆様にはご不便とご心配をおかけしますが、早急な常勤医師体制を要請してまいります。

続きまして、3点目、新型コロナウイルス感染症の状況及び対応等についてでございます。

年明けから北海道においても、感染力の強いオミクロン株の感染拡大が確認されはじめ、道内はもとより十勝管内においても感染者数は高止まりしている状況にあります。

本町における感染者の状況については、1月末から3月8日現在までに大人17名が感染しており、小中学校につきましては、1月31日に初めての感染が確認され、現在までに15名の児童・生徒の感染者が確認されております。

各学校については、臨時下校や学年閉鎖の措置を行うとともに、校舎内の消毒作業や濃厚接触の可能性のある対象者の確認を実施しており、影響の無い学年については感染対策を講じたうえで通常登校といたしました。

また、学年閉鎖や濃厚接触者となった児童・生徒については、タブレット端末を活用したオンライン授業等を実施し対応したところであります。

感染症への対応につきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を必要に応じて開催しており、国や北海道の感染防止措置における町民及び事業者への影響や公共施設等の休館の検討、町民への情報発信など、各課連携しながら危機管理を念頭に対応しているところであります。

最後に、豊頃中学校グラウンドでの町営スケートリンクの開設についてでございます。

これまで豊頃小学校グラウンドに造成しておりました町営スケートリンクについ

て、今年度、豊頃中学校改築工事が着工したことに伴い、十分な敷地が取れなくなったことから、豊頃中学校グラウンドに造成することとし、散水栓の新設、屋外トイレの暖房化、仮設スケートハウス設置などの整備を進めてまいりました。

昨年11月には「町営スケートリンク協議会」と造成維持管理に係る委託契約を締結し、同月下旬には測量作業を実施し、準備を進めてきましたが、年内は積雪の無い中での作業となりました。12月下旬から散水作業を実施し、年明けの1月5日、400メートルリンクが完成し、同日に一般開放を行いました。

雪不足の影響により短い開設期間となりましたが、2月中旬までの約40日間、町内小学校の体育授業やスケート少年団活動などに活用され、延べ900名以上の利用があったところであります。

今年度の成果を踏まえ、来年度についても豊頃中学校グラウンドに町営スケートリンクを整備することとし、町内スピードスケート競技の活性化へとつなげていきたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番杉野好行議員及び6番大崎英樹議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの14日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 令和4年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

(3) 議長の諮問に関する事項。

2、調査期日。

令和4年3月7日。

3、調査の経過。

(1) 令和4年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和4年3月3日招集告示のあった令和4年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、3月7日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

本議会に豊頃町課設置条例の一部改正の議案が提出されることに伴い、豊頃町議会委員会条例を一部改正する必要があるため、同日の委員会において、検討及び協議を行った。

(3) 議長の諮問に関する事項。

議長の諮問により、令和4年度豊頃町議会議員研修計画（案）について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和4年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月23日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難する決議については、議員発議により、定例会1日目の3月10日に決議を行うこととした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、令和3年第4回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、所掌事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月10

日に開催するよう日程を調整した。

オ、本会議において新年度予算審議が行なわれることに伴い、議長から会議規則第55条の規定（質疑回数制限）を適用しない旨を会議に諮ることとした。

カ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場内の各席に飛沫防止用アクリル板を設置するとともに、議場入場時における手指のアルコール消毒、議場内でのマスク等の着用、議場内の定期的な換気を行うこととした。

（2）議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

ア、本会議に提出される豊頃町課設置条例の一部改正の議案審議後、議員発議により豊頃町議会委員会条例の一部改正に関する議案を定例会3日目の3月22日に提出することとした。

（3）議長の諮問に関する事項。

ア、令和4年度豊頃町議会議員研修計画（案）については、議長から諮問のあった内容を協議し、3月7日付け答申した。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第2号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第2号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

（1）コロナ禍における本町の小・中学校での授業の現状と今後の授業体制について。

2、調査の方法。

説明聴取。

3、調査期日。

令和4年2月4日。

4、調査の経過と結果。

いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないコロナ禍において、本町の小・中学校での授業の現状と今後の授業体制について調査を実施した。

(1) リモート授業、オンライン授業などの現状について。

町内の全小中学校が一斉臨時休校となった令和2年5月に、豊頃中学校の3年生がタブレット端末を活用し、ウェブ会議アプリケーション「Zoom」での双方向型のオンライン授業を実施している。また、本調査を実施した前後において、新型コロナウイルスの感染が確認された児童・生徒が在籍する学年が学年閉鎖となった際にもリモートによるオンライン授業が実施されている。その他には、生徒が濃厚接触者とされ自宅待機となった際や不登校の生徒への学習支援にも活用している。

更に、夏休み・冬休み期間中には児童生徒が自宅にタブレットを持ち帰り、授業支援クラウド「ロイロノート」などを活用し、児童生徒の健康管理や学習課題の配信や提出などに活用しているほか、NHKで配信している学校教育向けの番組「NHK for School」を視聴し、課題等の調べ学習に活用している。

(2) 安全・安心な端末の活用方法について。

セキュリティ上問題のある不適切サイトへのアクセスを防止するための「フィルタリングソフト」が各端末に入れてあり、児童生徒が安心して学習用タブレットを利用できる環境となっている。また、各学校内のネットワークセキュリティに関しては、タブレット等の機器保守管理委託業務の中に含め業者において管理がされている。

また、児童生徒がいじめや犯罪等のネット上のトラブルに巻き込まれることがないよう、児童生徒のネット上の不適切な投稿を検索・監視する「ネットパトロール」を教職員が定期的実施している。

(3) 端末の貸し出しについて。

各学校に配置しているタブレット等を家庭学習用に学校以外の自宅等で児童生徒が使用する場合には、「豊頃町教育委員会情報機器等貸出要綱」に基づき児童生徒の保護者から借用上の遵守事項に関する同意書の提出を求め、タブレット等を貸し出している。

(4) 教育用情報機器端末等の整備状況と今後の整備計画について。

校内LANの整備については、国の補助金等を活用し平成27年度に整備を完了しているが、今後、機器の利用頻度が高まることや大容量データを取り扱うことが想定されることから、豊頃中学校改築及び豊頃小学校改修工事において校内通信網の高速化を図る予定である。

学習用パソコン等の導入については、国のGIGAスクール構想に伴い補助金等を活用し町内各学校に総数で222台のタブレット端末を購入し、児童生徒1人1台の端末整備を令和2年度までに完了していることから、今後は、耐用年数が経過した端末等の計画的な更新を実施していくこととしている。

また、クラウド化については、学習の場面においてクラウドシステムを利用したアプリケーション「ロイロノート」及び「電子ドリル」を既に活用しているが、学校業務においては、各学校の自前のサーバーを設置して運用している。今後はクラウドサーバーのセキュリティ性の高さ、初期コストや維持費の削減、時間や場所、端末の制限なく利用できる等の利点を考慮して、学校業務のクラウドサーバーへの移行について検討することとしている。

(5) 通常授業のほかにハイブリッド型授業などの導入計画について。

対面とオンラインを組み合わせた「ハイブリッド型授業」は、多くの生徒が一つの教室に集まることを避けるため、全国の大学や高等専門学校等で導入されている。現在、本町の各学校のクラス編成は多くても20名前後であるため教室内での感染対策も十分に行うことができることから、対面型を中心とした授業を実施している。

今後、新型コロナウイルス感染症の状況により児童生徒が分散登校になった場合、ハイブリッド型授業の実施もあり得るが、自宅などで授業を受ける場合には機器の設定やトラブル対処、授業中の声掛けなど、特に低学年においては保護者のサポートが不可欠なため、ハイブリッド型授業の導入については十分な検討が必要としている。

(6) デジタル教科書への移行について。

今年度、国の「学習者用デジタル教科書実証事業」により全国では半数の小・中学校において、デジタル教科書の先行実施検証を行っているが、本町においては全ての小・中学校において実施検証を行っている。豊頃小学校では5・6年生の「音楽」、豊頃中学校では1年生「地理」、2年生「数学」、3年生「公民」の授業において、また、大津小学校については重点校に指定されていることから全学年において、1・2年生は「生活」、3年生から6年生は「社会」の授業においてデジタル教科書による指導方法の実証を行っている。

来年度においては、全国すべての小学校5・6年生及び中学校全学年の英語でのデジタル教科書の実証検証を実施することとなっているが、希望する自治体については調整の範囲内で1教科追加することが可能なため、本町は追加希望を提出し、承認されれば2教科実施することとなる。

今後のデジタル教科書の導入計画については、文部科学省の有識者会議の中で、小学校の教科書改訂のタイミングとなる令和6年度から本格的導入を求める提言が出ているため、文部科学省では今年度の実証検証等の結果を踏まえ、デジタル教科書の有

効性や標準的な性能・仕様、採用する教科、無償化とするかなどを今年度中に決定する方針である。

(7) コロナ禍におけるコミュニティースクールの取り組みについて。

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「コミュニティースクール(CS)」について、本町では学校運営協議会において実施検討を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により全体会議や各部会の開催が思うように出来ていない状況であることから、今後はリモートや書面等を利用した会議の開催を検討していくこととしている。

新型コロナウイルス感染症の影響などにより学校運営に係る支援活動についても様々な制約がある中、コミュニティースクールを活用した学校支援活動として「職業体験学習」「スキー・スケート授業」などを実施しているが、子どもの学びや交流を止めないため、オンラインや授業時間外での活動等、感染リスクの低い活動での支援やコロナ禍でも活動できる取り組みを今後検討していくこととしている。

5、まとめ。

本調査を実施した前後において、新型コロナウイルスの感染が確認された町内の小・中学校の一部では学年閉鎖が実施されており、学校での授業見学ができない状況ではあったが、本町の小・中学校で実際に使用されているデジタル教科書やリモート授業について、テレビモニターによるデモンストレーションを交えた説明により、現時点でのコロナ禍における本町の小・中学校の授業の現状を確認することができた。

今回は、学校におけるリモート授業及びオンライン授業の状況を実際に見学することが出来なかったため、コロナ終息後において、再度、授業見学等による調査を実施する必要があるのではないかと意見が出された。

今後においては、コロナ禍における学校での新しい生活様式が定着する中での児童生徒の学びの保障やデジタル教科書の導入に伴う授業への対応など、タブレット端末等を利用したリモート授業及びオンライン授業が更に加速され必要となっていくことと思われる。

このため、授業のデジタル化を進めることで、先生と児童生徒の絆や報徳の教えを基本とした豊頃スタイルによる学力の向上が更に図られているか、タブレット端末等を活用したリモート授業及びオンライン授業による成果を検証することも必要ではないかなどの意見も出されていた。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第3号

●藤田議長 日程第5 委員会報告第3号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 委員会報告第3号、産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) ジュエリーハウスの利用状況等について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和4年1月28日。

4、調査の経過と結果。

ジュエリーハウスの利用状況と施設管理の状況などについて調査を実施した。

(1) 施設概要について。

ジュエリーハウスは、令和2年12月に地域経済の活性化、観光振興及び町民の多様な経済活動を支援するための施設として設置された。

建物の構造は木造平屋建て面積が143.46平方メートルで、休憩所、物産販売又は展示スペースとして使用できるオープンスペースのほかに、冬期間にも使用できるトイレ（男子用・女子用・多目的トイレ）などが設置されている。

事業費の総額は4,304万8,000円で、財源の内訳として北海道の地域づくり総合交付金が500万円、辺地債が2,900万円残りの904万8,000円は一般財源となっている。

また、建物には、フリーWi-Fiの環境も整備し利用者への利便性確保にも配慮している。

(2) 利用状況について。

令和2年12月の開設当初は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からジュエリーアイスシーズンを含めトイレだけの利用となっていたが、令和3年度に

においては、大津地域住民を対象とし「互産互生市」を8月5日から10月28日までの間11回開催しており、累計来場者数が282人となっていた。

また、本格的なジュエリーアイスシーズンを前に施設のトイレを、今年の1月1日から開放しており1月24日までの施設利用者数は累計で2,871人となっている。このことから、今後、オープンスペースの開放及びジュエリーアイスシーズンが到来する1月下旬からは、更に施設利用者の増加が見込まれていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、オープンスペースが当分の間閉鎖されている。

今後の施設利用計画としては、1月から3月までのジュエリーアイスシーズンにおける観光客の受け入れ、4月から12月までの間における定期的な「互産互生市」の実施、アーティスト等による展示会等の開催及びジュエリーハウスを拠点とした豊頃町の自然・文化・産業などを活かした体験メニューの提供を検討している。

(3) 施設の管理について。

施設管理については、豊頃町ジュエリーハウス条例第10条に「町長は、使用者の利便を図るため町内に所在する団体等に、施設の維持管理の全部又は一部を委託することができる」と規定していることから、令和3年度においては、「一般社団法人ココロ」に年間108万6,000円で施設の管理を委託している。

管理運営業務の内容としては、「町民誰もが気軽に利用できるように配慮する」「利用者が常に快適に気軽に利用できるよう施設の衛生管理を行う」「火災、盗難等の予防・点検」「火災時における商工観光課への報告、避難活動、復旧活動」「事故の対応」及び「利用者からの苦情対応等」となっている。

(4) 大津地区住民への説明。

数年前から写真家の間では知る人ぞ知る撮影スポットだったジュエリーアイスが、多くのメディアなどに取り上げられ話題になり多くの観光客が訪れたことから、地域住民と観光客との共生を図るために、地域住民や地区の経済団体である漁協とも意見交換会を実施している。

意見交換会は平成29年度から令和3年度まで毎年実施しており、開催回数は8回となっている。出された意見の主なものとしては「大津が有名になることは嬉しいこと」などの好意的な意見のほかに「騒音」「トイレ」「マナー違反」など地域住民が困っていることも多く出されていた。また、要望として「ジュエリーハウス、駐車場の位置をわかりやすく看板などで表示してほしい」「駐車禁止の看板設置」「緊急時の連絡先の表示」また「安全確保のため河口付近の堤防から海岸に降りる道路の封鎖」などが出されていた。

また、令和3年4月に大津地区住民120世帯を対象にジュエリーアイスに関するアンケート調査を実施しており、10名からの回答があった。アンケートに対する具

体的な回答の内容は、「ジュエリーアイスの観光客増加について」は、ほとんどの方が「嬉しい」と回答していた。「観光客の増加に伴い環境整備を進めているが日常生活で困っていることについて」の回答では「看板が分かりづらいので検討が必要」「路上駐車している観光客がいる」「コロナが不安」などの意見が出されていた。「ジュエリーハウスの活用について」の回答では「ジュエリーアイス写真コンテスト等の実施」「春から秋は気楽に入れる休憩スペースで、冬はこれまで通り」などの意見が出されていた。「その他」では「地元の人憩いの場になるのではなく観光に活かしてほしい」「売店等はコロナが治まるまで控えてほしい」などの意見が出されていた。

なお、意見交換及びアンケートに出された意見等については、ジュエリーアイス観光の受入整備やジュエリーハウス運営での参考として活用しているが、今後においてもアンケート調査に回答していない方の声を更に拾い上げる場面を設けていき、施設運営に反映させていくこととしている。

5、まとめ。

本調査では、ジュエリーハウスの利用状況等について、ジュエリーハウスの現地視察を含めて調査を実施した。

ジュエリーハウスの運営については、地域住民等との意見交換により住民の理解と協力を得て運営を実施することとしているが、現状においては、大津地区の狭い範囲に一時的にはあるが多くの観光客が訪れ、駐車違反などの観光客のマナー違反を未然に防止するための周辺住民への配慮、また、ジュエリーアイス観光客が利用する駐車場に簡易トイレが設置されていないなど観光客への配慮、更に、ジュエリーハウスへの出店者が支払っている手数料については使用料とすべきではないかなどの意見が出された。

また、現在はジュエリーアイスシーズンにも拘わらずコロナ禍でありジュエリーハウスのオープンスペースが閉鎖されており通常時の利用状況等が分からないことから、コロナ終息後において再度利用状況等の調査をする必要があるのではないかとの意見も出された。

今後においては、継続して課題等を整理しジュエリーハウスを核としたツーリズム等の体験メニューの検討、土産品等の開発など施設を活用し交流人口・関係人口が拡大され地域経済の活性化に繋がることに期待したい。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は、報告済みとします。

◎ 発議第1号

●藤田議長 日程第6 発議第1号ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難する決議についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番大崎英樹議員。

●6番大崎議員 発議第1号。

提出者、豊頃町議会議員大崎英樹。賛成者、豊頃町議会議員岩井明。同上坂口尚示。同上小笠原茂人。

ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難する決議の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難する決議。

去る2月24日、ロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を開始し、一般市民を含め多数の死傷者が出ている。

武力によるロシア連邦の攻撃はウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、かつ明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

本町では、幸せな町民生活を守るため、世界の平和と安全を実現し恒久の平和を願い平和非核宣言を行っており、ウクライナへの侵略はそのような町民の願いに反するものである。

よって、豊頃町議会は、ロシア連邦によるウクライナ侵略を厳しく非難するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア連邦に対し、即時に完全かつ無条件で軍をウクライナより撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月10日。豊頃町議会。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号

●藤田議長 日程第7 議案第9号令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第11号）
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第9号令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,124万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,820万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

28ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費から費用弁償27万3,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に、30ページ、庁舎1階窓口改修工事に127万6,000円を追加。3目財産管理費に、32ページ、ふるさと振興基金積立金（寄附）3,610万円、産業振興基金積立金5,000万円、行政情報化推進基金積立金5,000万円、教育振興基金積立金1億5,000万円を追加。4目町有林管理費から町有林造林事業費427万3,000円を減額。34ページ、7目企画費から、36ページ、町外通勤者助成金332万5,000円、定住促進等住宅取得補助金136万8,000円を減額するなど、38ページ、計2億6,511万9,000円を追加。

2項徴税费から102万円を減額。

40ページ、3項戸籍住民基本台帳費に（繰越明許費）住民記録システム改修業務委託料273万3,000円を追加するなど、計185万6,000円を追加。

4項選挙費において、42ページ、3目町長選挙費から409万5,000円を減額するなど、44ページ、計552万4,000円を減額。

5項統計調査費から11万2,000円を減額。

6項監査委員費から13万3,000円を減額。

46ページ、3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費から国民健康保険特別会計繰出金575万7,000円、48ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1,040万円を減額。3目老人福祉費から老人施設入所措置費388万円、介護保険特別会計繰出金436万8,000円を減額。50ページ、4目障害者福祉費から自立支援給付費450万円を減額するなど、52ページ、計3,723万5,000円を減額。

2項児童福祉費において、56ページ、4目児童措置費から次世代育成支援金145万5,000円、子育て世帯への臨時特別給付金120万円を減額、子育て世帯への臨時特別給付金（町単分）90万円を追加するなど、計477万8,000円を減額。

4款衛生費、1項保健衛生費において、58ページ、3目保健指導費から巡回ドック委託料192万2,000円、60ページ、健康管理システム改修委託料129万円を減額。62ページ、6目し尿処理費から合併処理浄化槽設置整備事業補助金166万3,000円を減額するなど、計1,357万8,000円を減額。

2項簡易水道費から簡易水道特別会計繰出金962万8,000円を減額。

5款農林水産業費、1項農業費において、1目農業委員会費に、64ページ、公用車購入費395万円を追加。2目農業総務費から畑作構造転換事業補助金395万円、緊急農地基盤整備事業補助金653万円を減額。66ページ、4目道営事業費に（繰越明許費）道営農地整備事業負担金4,219万4,000円を追加するなど、計3,007万6,000円を追加。

2項畜産業費において、1目畜産業費から、68ページ、家畜疾病対策事業補助金120万円を減額するなど、計231万1,000円を減額。

3項林業費から71万6,000円を減額。

4項水産業費に赤潮対策事業交付金135万円を追加、北海道赤潮対策緊急支援事業負担金300万円を減額、計165万円を減額。

70ページ、6款商工費、1項商工費から109万円を減額。

7款土木費、1項土木管理費から49万2,000円を減額。

72ページ、2項道路橋梁費において、2目除雪費に除排雪委託料2,400万円を追加。3目道路新設改良費から、74ページ、幌岡第3幹線改良舗装工事213万2,000円を減額するなど、計2,105万5,000円を追加。

3項住宅費から174万4,000円を減額。

76ページ、5項施設費から215万9,000円を減額。

6項公共下水道費から公共下水道特別会計繰出金507万1,000円を減額。

78 ページ、8 款消防費、1 項消防費から費用弁償 232 万 8,000 円を減額するなど、計 314 万 7,000 円を減額。

2 項災害対策費から、80 ページ、救急排水機場操作業務委託料 150 万円を減額するなど、計 269 万 6,000 円を減額。

9 款教育費、1 項教育総務費において、1 目教育委員会費から郷土資料調査研究員報酬 199 万 3,000 円を減額するなど、82 ページ、計 932 万 8,000 円を減額。

2 項小学校費において、1 目学校管理費から、84 ページ、豊頃小学校グラウンド補修工事 102 万 3,000 円を減額するなど、計 399 万 4,000 円を減額。

3 項中学校費において、86 ページ、3 目学校建設費から豊頃中学校改築工事 6,597 万円を減額するなど、計 6,770 万 6,000 円を減額。

4 項社会教育費から、90 ページ、333 万円を減額。

5 項保健体育費において、1 目保健体育総務費から全道全国大会参加派遣補助金 86 万 7,000 円を減額するなど、94 ページ、計 376 万 8,000 円を減額。

10 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費から 14 万 7,000 円を減額。

11 款公債費、1 項公債費において、2 目利子から長期債償還利子 298 万 1,000 円を減額するなど、計 523 万 1,000 円を減額。

次に、歳入につきましては、12 ページを御覧ください。

1 款町税、1 項町民税に 432 万 2,000 円を追加。

2 項固定資産税に 488 万 7,000 円を追加。

3 項軽自動車税から 52 万 7,000 円を減額。

4 項町たばこ税に 718 万円を追加。

2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税から 29 万 1,000 円を減額。

14 ページ、10 款地方交付税、1 項地方交付税に普通交付税 1 億 5,946 万円を追加。

12 款分担金及び負担金、1 項分担金に（繰越明許費）道営負担事業 4,219 万 4,000 円を追加するなど、計 4,235 万 2,000 円を追加。

2 項負担金に 10 万 2,000 円を追加。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料において、6 目土木使用料に住宅使用料 550 万円を追加するなど、16 ページ、計 558 万 6,000 円を追加。

2 項手数料に 106 万 7,000 円を追加。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金において、1 目民生費国庫負担金から障害者自立支援給付費 357 万 4,000 円を減額するなど、計 517 万 5,000 円を減額。

18 ページ、2 項国庫補助金において、1 目総務費国庫補助金に新型コロナウイルス

ス感染症対応地方創生臨時交付金3,269万2,000円、(繰越明許費)社会保障・税番号制度システム整備事業273万2,000円を追加。2目民生費国庫補助金に子ども・子育て支援交付金事業252万7,000円、子どものための教育保育給付交付金368万円を追加、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1,142万1,000円を減額。4目土木費国庫補助金に社会資本整備総合交付金事業(住宅)469万7,000円を追加。5目教育費国庫補助金に公立学校施設整備事業補助金2,179万円を減額するなど、計973万9,000円を追加。

3項委託金から24万4,000円を減額。

20ページ、15款道支出金、1項道負担金から114万1,000円を減額。

2項道補助金において、1目総務費補助金から町有林造林事業311万4,000円を減額。4目農林水産業費補助金に農業委員会活動促進事業329万7,000円を追加、畑作構造転換事業395万円を減額。22ページ、8目商工費補助金にプレミアム付商品券発行支援事業費補助金1,755万円を追加するなど、計1,601万円を追加。

3項委託金に17万4,000円を追加。

16款財産収入、1項財産運用収入から117万4,000円を減額。

24ページ、2項財産売払収入に町有林皆伐事業316万8,000円を追加するなど、計394万1,000円を追加。

17款寄附金、1項寄附金にふるさと振興寄附金3,610万円を追加するなど、計3,930万円を追加。

18款繰入金、1項繰入金から財政調整基金繰入金1億3,000万円を減額するなど、計1億2,936万2,000円を減額。

20款諸収入、4項受託事業収入に保健・介護一体的実施推進事業270万円を追加するなど、計298万4,000円を追加。

5項雑入に、26ページ、95万5,000円を追加。

21款町債、1項町債において、4目土木費から社会資本整備総合交付金事業(住宅)750万円を減額、背負地区冠水対策改良事業2,330万円を追加。5目教育債から豊頃中学校改築事業4,240万円を減額するなど、計2,890万円を減額。

次に、第2条、繰越明許費の補正につきましては、5ページ、第2表繰越明許費補正を御覧ください。

表記載の2事業において、翌年度に繰り越して使用できる経費を4,492万7,000円と定め、繰越明許費に追加するものであります。

次に、第3条、債務負担行為の補正につきましては、6ページ、第3表債務負担行為補正を御覧ください。

表記載の5事業の変更及び3事業の追加により、限度額を2億1,459万円から1億9,422万3,000円に改め、定めるものであります。

次に、第4条、地方債の補正につきましては、7ページ、第4表地方債補正を御覧ください。

表記載のとおり、4事業に係る既定の地方債限度額4億3,660万円を4億7,700万円に改め、地方債限度額の総額を5億2,337万5,000円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を受けるところでございますけれども、11時20分まで休憩をいたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

先ほど、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

12ページをお開きください。

1款町税。

1番石田議員。

●1番石田議員 1項町民税、1目個人、滞納繰越分についてお伺いしますが、13万7,000円の滞納繰越分の減額となっておりますが、この減額の理由について御説明願いたいと思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

滞納繰越分の減額についてということでございますが、こちら年間当初から滞納者につきましては継続的に滞納督促等行っているところでございますけれども、町外に転出している方等非常に多く、なかなか思うように納付に結びつかなかったために減額させていただいているところでございます。

今まで預金調査とか就職先とか、いろいろ調査をさせていただいているのですが、なかなかすぐ納入に結びつくような処分等ができない状況の中、このような減額措置とさせていただいております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 滞納繰越分については当初予算においても、さほど大きな予算は計上してないと思いますけれども、滞納繰越分については調定額は既にもう確定してい

るわけでありまして、これらから、例えば時効による消滅、そういうものの理由があつて減額されたのかなと思つたのですけれども、そういうことはないのですか。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時26分 再開

●藤田議長 議事を再開します。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 申し訳ございません。

先ほどの答弁のほかに、昨年の予算を見ていた段階でもう少し滞納予定者がいたわけですが、新年度に繰り越す前に完納していただいた方もいた中で、当初予算30万円ほど見ていたものがこの減額するような形になったところでございます。不納欠損等の処理による影響ではございません。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今の答弁で不納欠損等はないということですので、それは理解をいたしました。

4項の町たばこ税についてお伺いしたいと思いますが、近年禁煙者が増加する傾向にある中、令和2年10月1日施行の税率の引上げによって、たばこ税が上がっております。その影響のほかに何か要因があるのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 たばこ税の増収でございますけれども、10月1日からの税率アップによります増収分に係りまして約7%近くの増額になってございます。ただ、それ以外に15から20%近く、それ以外の要因で伸びている要素が考えられるのですが、予測でございますのであまりはっきりしたことは言えないかと思うのですが、まずコロナの影響等により、町外へ旅行等出かけた方やそちらの町外で買われていた方が町内でたばこを買う機会が増えたとか、また令和2年12月からコンビニエンスストアが開店したことによって、そこでの売上げ等が伸びたことも一つの要因かと考えております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。2款地方譲与税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12款分担金及び負担金。
(質疑なし)

●藤田議長 13款使用料及び手数料。
(質疑なし)

●藤田議長 14款国庫支出金。
(質疑なし)

●藤田議長 20ページ、15款道支出金。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 15款道支出金からでございますけれども、8目の商工費補助金でございます。

プレミアム付商品券発行支援事業費補助金でございますけれども、これも補正されてございます。プレミアム付商品券につきましては、非常に昨今の事情もありまして、非常に人気があるということで、特に高齢者の事前予約において非常に人気があり過ぎてパンクしているといえますか、予約をしても初日で売り切れている現状があり、農協等もなくなったので、また商工会のほうに行くようなことが起きているという状況が昨年度あったようでございます。

あらかじめ大枠で予算を組む必要性もあるのではないかとというふうに思うわけでございますけれども、いかがでしょうか。

●藤田議長 齋藤商工観光課長。

●齋藤商工観光課長 御答弁申し上げます。

プレミアム付商品券につきまして、販売枚数等につきましては事前に大体1週間程度前に町民に折り込みチラシ等で周知しています。その前に、高齢者のほうに優先的に販売しているわけですが、例えば御指摘ありましたとおり、優先販売で購入できない高齢者の方が一般販売のほうに並んでいるような状況を見受けております。

今後につきましては、実施主体であります商工会と協議しまして、販売方法につきましても検討してまいりたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。
(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。16款財産収入。
(質疑なし)

●藤田議長 17款寄附金。

1番石田議員。

●1番石田議員 寄附金の中に産業振興寄附金がありますけれども、寄附採納の報告書の中に産業振興基金はないのですが、産業振興基金はいつの寄附になるのでしょうか

か、お伺いします。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 私のほうから答弁させていただきます。

当該寄附金につきましては、北海道が代執行して今般の広範囲の赤潮被害に対して行われたふるさと納税でございます。被害救済等に多額の支援を頂いたことに感謝申し上げますとともに、使い道については今回のふるさと納税が単年度であることから、赤潮対策に関する基金を設定、新設しないで産業振興基金に赤潮項目を追加しまして赤潮対策全般に関わる町単独事業等の財源として、漁業者等の救済に充てるために積み立てたものでございます。北海道で行っていただいたふるさと納税でございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。18款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 20款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 21款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

28ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

1番石田議員。

●1番石田議員 項の目の科目が多いものですから、ちょっと遅れましたけれども、7目の企画費についてお伺いをしたいと思います。

企画費の負担金補助及び交付金の中で、町外通勤者助成金というのが当初予算672万円とされていますが、今回332万5,000円の減額となっている理由をお聞きしたいと思います。令和2年度の決算では86人が対象になって668万5,000円助成をされておりますけれども、この減額となる大きな主な理由というのは、

その辺について説明いただきたいと思います。

●藤田議長 鎚木企画課長。

●鎚木企画課長 減額理由でございますが、6月第2回定例会でも御提案させていただきました、町外通勤者の条例改正で基準日の変更を行っております。これまで上期の基準日を9月15日、下期の基準日を3月15日ということで申請を頂いて出していたところなのですが、これを上期は10月1日、下期は4月1日を基準日として申請を受け付けて支出するということでございますので、今年度につきましては、上期は支出済みでございますが下期の分については4月1日以降の申請となることでございますので、その分下期の分が減額になっているものでございます。

なお、上期分の支出につきましては85人に支出をしているところでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。38ページ、2項徴税費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項選挙費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項統計調査費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項監査委員費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

1番石田議員。

●1番石田議員 社会福祉総務費についてお伺いをしたいと思います。

扶助費で住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1,040万円減額しておりますが、新年度予算も何か計上されているようであります。当初、1月の臨時会で補正予算第10号が総額5,306万円計上されております。このとき、494世帯ありましたが、今回減額され、また新年度でも100万円ほど10世帯分で見られておりますが、全体で400世帯の対象になるということで、100世帯近く減額になるのですが、その辺の経緯についてちょっと説明いただきたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 私のほうから答弁申し上げます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、議員お話しのとおり、令和4年第1回臨時会において予算を可決いただいたところでございます。この積算にあたりまして、国からも速やかな支給を求められたことから予算に不足を生じないように余裕を持った形で積算をさせていただきました。減額となった主な理由につきましては、住民税非課税世帯の方であっても住民税を課税されている方の扶養となっている場合には除外されることがあるということと、この住民税非課税世帯等の中に令和3年中に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯も対象となるということから、この分について若干余裕を持って積算させていただいております。それで、これまでの申請の結果、年度内にほぼ順調に給付が終わるということで、今回減額補正をさせていただきました。

また、繰越しの関係でございますが、先ほど申しましたように、年度内にほぼ給付が終了するという事実と、この予算編成時には国のほうから繰越予算で対応するという通知がありましたが、その後国から新年度予算での対応も可ということがあり、給付も順調に進んだことから、新年度につきましては家計急変世帯等で新たに申請があった方ということで10世帯程度の給付を見込ませていただいております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 次に聞こうと思ったのですが、今繰越明許費のお話が出ました。

10号補正のときに私が伺いました。令和4年9月まで給付が続くということで、新年度予算で計上したらいいのではないですかと私が質問しましたら、3月の補正で翌年度に繰り越して事業を執行するというお話がありましたので、繰越予算に出てくるのかなと思ったら出てきていませんので、どうなったのかなとすぐにお伺いしようと思ったのですが、そもそも繰越明許費というのは年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて予算の立てられるところに翌年度に繰り越して使用すると、こういう経費であります。どの程度繰越明許費について理解していたのか、ちょっと存じ上げませんが、予算というのはやはり行政執行の基礎となる予算ですから、安易に予算を計上するという事は決してあってはならないと思うのですね。今後このようなことがないように、予算の措置に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員から今お話のあった件、今後ともしっかりと予算計上に努めさせていただきながら、議案のほう出しながら諮っていきたいなど、そのように思っておりますのでよろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 3款民生費、3目老人福祉費からでございますけれども、19節

の扶助費のところ、老人施設入所措置費がございます。388万円の減額ということでございますけれども、令和3年度予算において大幅増額したようになってございましたけれども、減額になった大きな原因についてお聞きいたします。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

老人施設入所措置費につきましては、養護老人ホームに入所されている方の措置費でございます。令和3年、当初予算では人数が2名ほど増ということで増額して組ませていただきましたが、年度途中でお亡くなりになられた方が出まして、このような形で減額させていただくことになりました。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま原因についてお聞きいたしましたけれども、亡くなった方といいますけれども、1人に対してどのぐらいの費用がかかっているのか存じ上げないわけでございますけれども、これに関わる関係のことで何人の方がお亡くなりになったのでしょうか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 老人入所措置費につきましては、月額で1人20万円、30万円程度かかる予算でございますが、当初7人ほど予算を計上させていただきましたが、年度当初のほうに1人お亡くなりになりまして、このような数字になってございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。52ページをお開きください。

2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

1番石田議員。

●1番石田議員 保健指導費についてお伺いをしたいと思います。

新型コロナワクチン接種体制確保事業についてお伺いをしたいと思います。コロナウイルス対策の接種体制、非常に町民の皆さんからいろいろお聞きしますと、接種体制が本当に整っていてスムーズに接種できるということで大変喜んでおられました。私も3回受けましたが、本当にスムーズに待つ時間もなくて、見てますと、事務体制が非常にスムーズに体制が整われているということで、本当にちょっと感心したわけがあります。

一方で、このコロナ接種体制確保事業の減額であります。この予算には出てきておりませんが、この事業の中で令和2年度に繰越しをして3年度に執行する予算があり

ますけれども、ここには令和2年度の繰越しですから予算書には出てきませんけれども、この予算が当初2,000万円ほど繰越しで措置をされましたが、この繰越しの執行状況はどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 新型コロナワクチン接種体制確保事業につきましては、新型コロナワクチンの接種を行う会場に充てる費用ですとか、そこで働く方々の人件費ということで、当初年度明けてからすぐに始めなければならないということで多額の予算を計上させていただきましたが、会場についても保健センターで行うこととなりまして、人員についても外部委託することなく職員で対応するということになりまして、人件費ですとか委託料とかが大幅に使用を削減することができまして、使用状況につきましてはおおむね2,000万円ということでしたが1,200万円程度になってございます。執行状況はそのような状況でございます。詳しい資料が必要でしたらお時間頂ければと思います。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 詳しい資料というよりも、先ほども質問させていただきましたが、繰越明許費というのはある程度支出負担行為がされ、支出見込みのあるもの、そういうものに対して繰越しをしていかなければならない。これ今、ここには出てきませんが、決算できっと繰越明許費で不用額が1,200万円ほどですか、出てくると思うのです。そのときになぜ繰越明許費でこんな不用額が出るのかと。普通はこれあり得ない話ですよ。先ほども町長からも答弁頂きましたが、予算のやっぱり根拠というのか、繰越明許費もありますし債務負担行為もある、起債もあると、いろいろ予算の中にありますけれども、やはりきちんと整理をした中で予算を措置していただかないとならないのかなというふうに思います。

もう一つお聞きします。

母子保健情報利活用事業で健康管理システムの改修がありますけれども、この改修は6月に80万円補正され、9月にも補正され、12月も補正されていますけれども、もともとある管理システムを改修するということでしたけれども、3回も改修が行われているのか、同一システムで1回の改修なのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

システムについては同一のシステムでございます。改修の内容についてが異なるということで3回計上させていただいております。

●藤田議長 石田議員。

● 1番石田議員 同一システムの中で、改修部分が違うところが出てきて、その都度改修されたということなのですか。例えば法律の改正や何かでシステムが改修されますけれども、それはその都度改修されなければならないと思いますけれども、そのような改修というのは何か不便性というか、一度にできないものなのかなというふうに思いますけれどもどうなのですか。

● 藤田議長 下重福祉課長。

● 下重福祉課長 答弁申し上げます。

議員お話しのとおり、制度改正に伴う改修でございまして、それぞれ別の事業ということで補助金等ついてございますので、それぞれ計上させていただいた経緯でございます。

● 藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

● 藤田議長 次に進みます。62ページをお開きください。

2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

● 藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明第1号。

岩城産業課長。

● 岩城産業課長 令和3年度補正予算説明書1ページを御覧ください。

説明第1号、道営農地整備事業の施行について御説明いたします。

令和3年度（繰越明許費）において、農地基盤整備のため道営農地整備事業を施行することとし、第5款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要について御説明いたしますが、全事業地区とも継続事業であり、受益者の負担は17%であることを申し添えます。

では初めに、十弗西地区は、全体事業費7,000万円、事業予算額1,190万円、事業内容は区画整理28.1ヘクタール、暗渠排水3.7ヘクタールです。

次に、札作別地区は、全体事業費8,210万円、事業予算額1,395万7,000円、事業内容は区画整理28.0ヘクタールです。

最後になります、長節地区ですが、全体事業費9,610万円、事業予算額1,633万7,000円、事業内容は区画整理42.0ヘクタールです。

3地区合計の全体事業費は2億4,820万円、事業予算額は4,219万4,000円です。

なお、それぞれの事業位置につきましては、裏面以降に地区ごとにお示しのとおりですので、御参照ください。

また、事業主体は北海道であります。本事業予算につきましては、国の補正予算にて配分を受けたものですが、冬工事となり施工が困難なことから、新年度へ繰り越し、事業を実施するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 2目の農業総務費についてお伺いしたいと思います。

負担金補助の中で、緊急農地基盤整備事業補助金、当初1,020万円の予算でありましたが、第3号補正予算で510万円追加しております。今回653万円減額しておりますが、この減額の理由、事業の内容を説明いただきたいのと、もう1点は、農村サポート研修施設の委託料であります。この管理委託料60万円の増額理由についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 私のほうから答弁いたします。

先に質問のありました緊急農地基盤整備事業補助金の減額につきましては、事業の執行残でございます。当該事業は町単独暗渠整備に関する補助金で、事業費の4分の1が町、4分の1がJA、2分の1が受益者ということで事業を実施してございます。1件当たり1ヘクタール約850メートルを補助の基本上限として、1ヘクタールの事業費136万円に対して補助するものでございます。

春、当初予算で春工事の分を予算計上させていただきました。補正した分は秋工事を見込んで補正したものですが、令和3年度の実績が32件、25.44ヘクタール、メートルに換算すると2万1,618メートルとなりまして、事業費が残ったところです。この事業費が残った理由につきましては、去年は湿害よりも乾燥、天気のいい日があつて乾燥しがちな天候であつたことが事業費の減少につながつたかと思ひます。

続きまして、サポート施設管理費の増額については、当初180万円で毎年管理費については若干不足する状況が続いてございます。本年度につきましては、電気料等々も含めて60万円増額させていただいたものでございます。

なお、令和3年度のサポート施設の使用実績ですが、コロナの絡みで少なくなつてございますが、宿泊が9人、日帰りを含めた利用者が75人、利用料は5万6,000円ほどになってございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 次に進みます。66ページをお開きください。
2項畜産業費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 4項水産業費。

1番石田議員。

- 1番石田議員 負担金補助及び交付金でお聞きしたいと思いますが、北海道赤潮対策緊急支援事業負担金300万円の減額、これは予算を見ていた全額の減額であります。先ほど課長から説明が寄附金のところでありましたけれども、北海道に対する負担金、これが減額されましたけれども、これに代わって道のほうから赤潮対策に対する基金積立てということで290万円ですか、寄附金が計上されましたけれども、その関係の減額予算ということによろしいのか確認したいと思います。

- 藤田議長 岩城産業課長。

- 岩城産業課長 先ほど歳入のときにお話しした産業振興基金の部分の歳入とこの事業が300万円減額するという関連はございません。あくまでも、先ほどの歳入は北海道が、赤潮の被害があった全道各町村に代わって北海道がふるさと納税を募集し、その結果豊頃町へという名目で集まったお金が先ほどの歳入の補正でございます。

今回の北海道赤潮対策緊急支援事業負担金の減額300万円につきましては、昨年1月に臨時会で議決いただいた事業でございますが、北海道と名前がついていますが国の赤潮緊急支援事業になってございます。1月時点で早急な取組になると予想されたため、浦幌町と併せて事業に取り組む旨、事業の補正予算を組ませていただきましたが、大津漁協で本町含めて想定していた事業が当該事業の採択基準を満たさないということになったため、取りあえず今回は減額すると。また、新年度以降、事業の要綱等が改正され取り組むべき事業ができた場合については、補正予算等で事業費を補正させていただくよう考えているところでございます。

以上です。

- 藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 審議中ではありますけれども、午後1時まで、昼食のため休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

70ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、1項消防費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項小学校費。

1番石田議員。

●1番石田議員 小学校費の2目の教育振興費についてお聞きしたいと思います。

負担金補助及び交付金の関係でありますけれども、小学校検定受験料助成金、これが措置されておまして、今回減額となっております。中学校においても検定受験料の助成金措置がされておりますけれども、実際に当初予定していた額よりもなぜ少なくなっているのか、実際にどのぐらいの児童生徒が対象になっているのか、お伺いしたいのと、この制度でありますけれども、児童生徒の向上心だとか学力だとか、非常に期待される受験料の助成制度だと、私は思っておりますけれども、もっと幅広く児童生徒が活用できるような、そういう対応をしていただきたいと思いますけれども、その考え方についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

検定受験料の助成金事業につきましては、今年度から開始した事業でありまして、

英語検定、漢字検定、数学検定、こういったものにつきまして、同一年度内に1人1回までということで制度されているものでございます。

今年度の実績につきましては、小学校におきましては、2割から3割程度の児童がこの制度を活用しまして漢字検定を受けていただいております。中学生におきましても、漢字検定、英語検定、数学検定、それぞれに受験をしていただいております。総体で大体6割ほどの生徒さんが活用していただいているところでございます。

予算の計上の仕方としましては、1人1回この検定を受けられるような予算の計上をさせていただいております。今回の減額につきましては、検定事業につきましても大体今年度の分につきましてはほぼ終了しておりますので、その残額を補正で減額補正させていただいております。

今年度利用していただく児童生徒さんにおきましては、非常に好評な声を頂いておりますので、今後につきましては1人でも多くの児童生徒が検定を意欲的に受けもらえるように、この事業のPRをまずは広げていきたいなと思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。3項中学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 90ページ、5項保健体育費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 9款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費のこととございますけれども、本日冒頭町長からもスケートリンクについての御報告が行政報告といたしましてありました。

この町営リンクにおいてでございますけれども、今までのスケートリンクは豊頃小学校で長年リンクの造成が行われていたわけでございます。また、昨今の気象変動といえますか温暖化といえますか、スケートリンクの造成の時期が非常に遅れておりまして、本年度におかれましてもお正月になるまでなかなかスケートリンクができないという状況とございました。今までのスケートリンクにつきましては、小学校のグラウンドということで、新たに今中学校のグラウンドや一部ソフトボール場や何かのところも含めまして、新たにリンクが造成されたわけでございますけれども、現状でのスケートリンク、初めてのスケートリンクでもございますので、その場所における本年度の造成において、何ら問題は発生しなかったかどうかについてお聞きいたしま

す。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 私から御答弁申し上げます。

今年度から豊頃中学校のグラウンドを活用しまして、リンクのほう造成させていただきました。内容につきましては、行政報告で述べさせていただいたとおりでございます。

今年度のまずリンクの造成状況につきましては、協議会さんで御協力いただいて豊頃小学校と変わらないほどの立派なリンクが造れたかなと思ってございます。今後雪解け進む中で、その後のグラウンドの状況等を確認いたしまして、今後どういうふうに進めていくかということを検討していきたいと考えてございます。

なお、この後、委託先の協議会の皆さんと今年度の事業について、どうであったかということ協議する場を設ける予定でございます。その結果を踏まえて報告書のほうを作成し、来年度につなげていきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま御報告を頂きましたけれども、本年度につきましてはこのスケートリンク、造成に関わる方も含めまして、ベテランの方が造成していたと思うわけでございますけれども、相当苦難の状況であったのではないかなと思うわけでございます。私も正月早々スケートリンクの状態を見に行ったときには砂ぼこりの舞うグラウンドの中にリンクが存在してございまして、どういった形で水をまいてこのリンクを造成したのかなと思うぐらいでございまして、非常に造成員の方につきましては御苦労したのではないかなというふうに思っております。

このような状況の中でリンクを造成されたわけですから、今後につきましても立派なリンクは造成されることとは思いますけれども、例えばさきの豊頃小学校でのスケートリンク造成にあたっては長年積み上げた形の中で、リンクの造成に関わっていた方も含めまして、グラウンドの状態がどういう状態かということが分かっていたかと思えます。例えば、グラウンドにある配水管等そういったことにおいて、例えば今までになかったようなリンクに亀裂が入るだとか、そういう状況というのが現状造っておられた造成員の中から、例えば造っている最中ですか、リンクに今までなかったところに亀裂が入るだとか、そういったような事案はなかったかどうかお聞きいたします。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

今お話しいただいたような、リンクに亀裂が生じるような事例というのは私伺って

ございません。そこについては、問題はなかったと思います。

ちょっと、先ほど申し上げたとおり、役員会で今後反省のほう、まとめたいと思っておりますが、造成の委員さんのお話をお伺いしたところだと、豊頃小学校よりも比較的リンクについては造りやすい面もあったということでお伺いしております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。94ページをお開きください。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款公債費、1項公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5ページ、第2表繰越明許費補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、6ページ、第3表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 債務負担行為の中の2番目にあります、コミュニティバスの運行業務についてお伺いいたします。

令和4年度で1,760万円債務負担行為補正が行われておりますが、まだ新年度予算審議していませんからあれですけれども、新年度予算を見ますと、新年度予算では1,812万6,000円、このコミュニティバス運行業務が計上されておりますが、通常でしたら、債務負担行為というのは、その当該年度、同額が予算措置されると思いますけれども、この辺についての整合性についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

今御質問ありましたコミュニティバス運行業務に係る予算措置でございますが、当初予算1,812万6,000円でございますが、今回債務負担行為が1,760万円、この差の52万6,000円につきましては、新年度に入りまして運行業務を

担っていただく業者のほうと随意契約により臨時運行に係る業務の増便分の予算措置している分ですが、これを契約を行う予定となっております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今回の債務負担行為の補正で、その部分があれば一緒に債務負担行為補正をすべきだと思いますが、普通の債務負担行為を行う場合は、同額が大体翌年度以降、当該年度も含めて補正されるようになっておりますけれども、こういうのを私は初めて見ますけれども、その辺は一緒に予算を計上して債務負担行為補正することはできなかったのですか。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 臨時運行業務の増便分については、債務負担行為により年度内に、入札決定した業者さんとの随契となる予定でございますので、差し支えなかったのかと理解しております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 分離して予算を計上しているということのように、今答弁を伺いましたけれども、新年度予算ではなぜ一本化された業務委託が予算化されているのでしょうか。なぜ分けなかったのですか。

●藤田議長 答弁調整のため、暫時休憩します。

午後 1時15分 休憩

午後 1時16分 再開

●藤田議長 審議を再開します。

菅原副町長。

●菅原副町長 ただいま御質問いただいている債務負担行為の考え方につきましては、石田議員おっしゃる内容と同様に考えているところです。

このたび、今後御審議いただく当初予算の中に、委託料と臨時運行推定額を合わせて予算化して提案させていただいております。説明が不十分、予算書の作成方法についても今後不信を招かないように改めていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に7ページ、第4表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号

●藤田議長 日程第8 議案第10号令和3年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書、99ページを御覧ください。

議案第10号令和3年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

令和3年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,114万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,077万2,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主な内容については、歳入歳出事項別明細書110ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から普通旅費など、合わせて37万6,000円を減額。

2項運営協議会費から国保運営協議会委員報酬及び費用弁償、合わせて13万2,000円を減額。

2款保険給付費、1項療養諸費から被保険者療養給付費2,000万円などを減額するなど、112ページ、合わせて2,101万8,000円を減額。

2項高額療養費から被保険者高額療養費900万円を減額。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費から特定健康診査等負担金89万円を

減額するなど、合わせて101万4,000円を減額。

2項保健事業費から特定健診委託料など、合わせて10万3,000円を減額。

114ページ、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に償還金2万6,000円を追加。

2項国保診療報酬支払基金委託金から一時借入金利子16万5,000円を減額。

3項一般会計繰出金、1目一般会計繰出金を設け、一般会計繰出金63万8,000円を計上するものであります。

続きまして、歳入につきましては106ページを御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税から医療給付費分現年課税分など、合わせて476万8,000円を減額。

2款国庫支出金、1項国庫補助金に災害臨時特例補助金2万6,000円を追加。

3款道支出金、1項道補助金から保険給付費等交付金2,464万5,000円を減額。

108ページ、5款繰入金、1項他会計繰入金から一般会計繰入金575万7,000円を減額。

2項基金繰入金に国民健康保険基金繰入金400万円を追加。

7款諸収入、2項雑入において、療養給付費等返納金5,000円を追加し、健診料負担金5,000円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

106ページをお開きください。

1款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

110ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 2款保険給付費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 6款保健事業費。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 8款諸支出金。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号

- 藤田議長 日程第9 議案第11号令和3年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

- 下重福祉課長 補正予算書117ページを御覧ください。

議案第11号令和3年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ683万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,854万8,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書128ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から普通旅費など14万1,000円を減額。

3項介護認定審査会費から認定調査費等40万円を減額するなど、合わせて37万9,000円を減額。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費に居宅介護サービス給付費1,100万円を追加、地域密着型介護サービス給付費400万円を減額、施設介護サービス給付費1,100万円を減額するなど、130ページ、合わせて380万円を減額。

2項介護予防サービス等諸費から地域密着型介護予防サービス給付費100万円を減額するなど、合わせて65万円を減額。

3項その他諸費に審査支払手数料2万円を追加。

132ページ、6項特定入所者介護サービス等費から特定入所者介護サービス費250万円を減額。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費に介護予防・生活支援サービス事業負担金144万4,000円を追加するなど、合わせて134万4,000円を追加。

134ページ、2項一般介護予防事業費から26万円を減額。

3項包括的支援事業・任意事業費から職員人件費、旅費など、合わせて47万3,000円を減額するものであります。

次に歳入につきましては、124ページを御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金から介護給付費負担金168万4,000円を減額。

2項国庫補助金から介護給付費調整交付金358万2,000円を減額するなど、合わせて349万3,000円を減額。

4款道支出金、1項道負担金から介護給付費負担金136万6,000円を減額。

2項道補助金に地域支援事業交付金など4万4,000円を追加。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金から介護給付費交付金496万5,000円を減額するなど、合わせて467万3,000円を減額。

126 ページ、7 款繰入金、1 項他会計繰入金から一般会計繰入金 436 万 8,000 円を減額。

2 項基金繰入金に介護給付費準備基金繰入金 203 万 6,000 円を追加。

8 款繰越金、1 項繰越金に前年度繰越金 666 万 5,000 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

124 ページをお開きください。

3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

128 ページをお開きください。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

●藤田議長 日程第10 議案第12号令和3年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書137ページを御覧ください。

議案第12号令和3年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,821万8,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書146ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費から普通旅費など18万3,000円を減額。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金に保険料等負担金100万6,000円を追加するなど、合わせて70万1,000円を追加するものであります。

次に歳入については、144ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料に現年度分保険料100万6,000円を追加。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金から事務費等繰入金 4 8 万 8, 0 0 0 円を減額する
ものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 4 4 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 4 6 ページをお開きください。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

●藤田議長 日程第11 議案第13号令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書149ページを御覧ください。

議案第13号令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,496万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,408万7,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主な内容については、歳入歳出事項別明細書158ページ、歳出から御説明いたします。

1款医院費、1項医院費に廃棄物処理費39万2,000円を追加し、医院運営費から診療報酬766万1,000円を減額するなど、合わせて950万3,000円を減額。

2款診療所費、1項診療所費から診療報酬45万9,000円を減額。

3款歯科診療所費、1項歯科診療所費から歯科診療所運営費500万円を減額するものであります。

続きまして、歳入につきましては、156ページを御覧ください。

1款財産収入、1項財産運用収入に職員住宅貸付収入10万円を追加。

2款繰入金、1項他会計繰入金から一般会計繰入金174万2,000円を減額。

4款諸収入、1項診療報酬収入から診療報酬収入1,312万円を減額。

5款町債、1項町債から20万円を減額するものであります。

次に、第2条、地方債の補正については、152ページ、第2表地方債補正を御覧ください。

医療機器整備事業の限度額1,010万円を990万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

156ページをお開きください。

1款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

158ページをお開きください。

1款医院費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、152ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

●藤田議長 日程第12 議案第14号令和3年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書161ページをお開き願います。

議案第14号令和3年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,399万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億344万1,000円と定めるものであります。

本補正予算は、簡易水道施設維持補修費及び茂岩簡易水道基幹的施設改良事業の予算精査によるものであります。

主な内容については、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

172ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、簡易水道一般経費、需用費に燃料費及び電気料など117万5,000円を追加、工事請負費から本管布設工事349万7,000円を、負担金補助及び交付金、浦幌町簡易水道分水負担金122万8,000円を減額、簡易水道施設維持補修費、工事請負費から水道施設改修工事など516万円を減額するなど、計1,430万7,000円を減額。

2款公債費、1項公債費において、長期債償還利子31万7,000円を追加するものであります。

次に、170ページ、歳入について御説明いたします。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業から24万1,000円を減額。

3款繰入金、1項他会計繰入金から962万8,000円を減額。

5款町債、1項町債、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業から300万円を減額する

など、計 3 2 0 万円を減額。

6 款諸収入、1 項雑入、本管移設等補償費 1 0 0 万円を減額するなど、計 9 2 万 1, 0 0 0 円を減額するものであります。

次に、第 2 条、既定の債務負担行為の変更は 1 6 4 ページ、第 2 表債務負担行為補正にて説明いたします。

公営企業法適用固定資産評価・台帳作成業務の限度額を 1, 0 1 2 万円に改めるものであります。

次に、第 3 条、既定の地方債の変更は、1 6 5 ページ、第 3 表地方債補正にて説明いたします。

簡易水道整備事業の限度額を 4, 2 5 0 万円に、過疎対策事業の限度額を 4, 2 5 0 万円に、公営企業会計適用事業の限度額を 5 0 0 万円にそれぞれ改め、地方債限度額の総額を 9, 0 0 0 万円に改めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 7 0 ページをお開きください。

2 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 7 2 ページをお開きください。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、164ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、165ページ、第3表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

●藤田議長 日程第13 議案第15号令和3年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書179ページをお開き願います。

議案第15号令和3年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,869万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,320万7,000円と定

めるものでございます。

本補正予算は、下水道施設改築更新工事などの予算精査によるものであります。
主な内容については、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

190ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から委託料、公営企業法適用固定資産評価・台帳作成業務から10万円を減額するなど、計21万1,000円を減額。

2項施設管理費、1目下水道施設管理費、公共柵設置工事から250万5,000円を減額、2目下水道施設整備費、工事請負費から下水道施設改築更新工事1,379万円を減額するなど、計1,852万8,000円を減額。

2款公債費、1項公債費において、長期債償還利子4万4,000円を追加するものでございます。

次に、188ページ、歳入について御説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金から社会資本整備総合交付金事業332万4,000円を減額。

4款繰入金、1項他会計繰入金、一般会計繰入金から507万1,000円を減額。

7款町債、1項町債から社会資本整備総合交付金事業1,020万円を減額するなど、計1,030万円を減額するものであります。

次に、第2条、既定の債務負担行為の変更は、182ページ、第2表債務負担行為補正にて説明いたします。

公営企業法適用固定資産評価・台帳作成業務の限度額を3,080万円に改めるものでございます。

次に、第3条、既定の地方債の変更でございます。183ページ、第3表地方債補正にて説明いたします。

下水道事業の限度額を1,260万円に、過疎対策事業の限度額を1,260万円に、公営企業会計適用事業の限度額を1,540万円にそれぞれ改め、地方債限度額総額を4,060万円に改めるものです。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

188ページをお開きください。

3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

190ページをお開きください。

1款総務費。

1番石田議員。

●1番石田議員 2項の施設管理費、2目の下水道施設整備費の工事請負費ですが、下水道施設改築更新工事、これは補正予算を含めまして、予算が7,000万円一応計上されておりますが、今回1,379万円減額となっております。その減額の理由について御説明いただきたいと思えます。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

本補正予算を上げたときは、まだ発注する前に単価等の見積りを取ってから入札を行っております。以前に補正が通った時点では額がはっきりしてない部分がございます。その後に機械の見積りを取った時点で設計を組んだということで、多少減額が多くなっております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。192ページ、2款公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、182ページ、第2表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、183ページの第3表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

2時15分まで、休憩をいたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時15分 再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針

- 藤田議長 日程第14 令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針について説明を求めます。

初めに、令和4年度町政執行方針について説明を求めます。

按田町長。

- 按田町長 令和4年度町政執行方針について説明させていただきます。

はじめに、本町は、報徳のおしえに基づく先達の開拓の偉業に学び、先輩諸氏の弛まぬ努力により今日の繁栄を享受しているところであり、今日の姿を築き上げられたことに、改めて心から敬意を表し、深く感謝申し上げる次第であります。

私は、今後も「報徳のおしえ」を基盤とした町政執行に努め、町議会をはじめ町民の皆様の声を真摯に受け止めるとともに、「第5次豊頃町まちづくり総合計画」を着実に実行し、子どもたちが夢を育む町、高齢者が安心して暮らせる町、皆さんが生き生きと働ける町を第一に考え、小さな町だからしなければならないこと、できることを十分見極め、しっかりと町民皆様の暮らしを守る町づくりに積極的に取り組んでまいります。

ここに、令和4年豊頃町議会第1回定例会の開会にあたり、町政執行への所信を申し述べ、町議会をはじめ町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、町政に臨む基本姿勢でございます。

政府は令和4年度の経済財政運営の基本方針として、ウィズコロナの下で、社会経済活動の再開・継続を図りつつ、安全・安心を確保していくとともに、「経済対策」を迅速かつ着実に実施し、公的支出による下支えを図りつつ、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せ、最大の目標であるデフレからの脱却を目標に掲げております。

経済を立て直し、そして財政健全化に向けて取り組むためにも、「成長と分配の好循環」を念頭にポストコロナ社会を見据えた長期的な成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図ることとしております。

これらを踏まえた国の予算案は、社会保障や医療体制の確保及び経済対策、感染症対策が盛り込まれ、4年連続で100兆円を超える見通しとなり、地方財政計画では地方交付税も昨年に引き続き増加となっております。

しかしながら一方では、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加等の構造的な課題に直面しており、さらに新型コロナウイルス感染症対応の影響もあり、債務残高が膨らみ、国債は毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、一層厳しさを増している状況にあります。

このような中、本町の財政状況は健全性を保ってはおりますが、財源の大半を地方交付税に依存している状況で、国の財政状況によっては先行不透明であり、決して明るいものとは言えません。

今後においても人口減少や少子高齢化、老朽化の進む公共施設や道路及び水道設備の更新・長寿命化など、財政支出の増大が見込まれているところであり、「第5次豊頃町まちづくり総合計画」、「豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づき、まちづくりを計画的に進めてまいります。

令和4年度については、これらの計画の実績を検証し、改善すべき箇所は速やかに見直しを図り、住み良いまちづくりを推進するため、町民の皆様と行政がともに知恵と意見を出し合いながら一丸となって取り進め、基幹産業を中心に豊かな地域経済の実現と生活環境の整備・充実、福祉・子育て支援、教育環境の整備、移住・定住促進、防災減災対策、そして感染症対策を含め諸施策を積極的に進め、将来にわたって持続可能な自治体運営に努めてまいります。

本町における課題は山積しておりますが、町民と行政がともに手を携え、このコロナ禍の荒波にあっても皆さまと豊頃の魅力や強みを活かし、小さくても活力のあるまちづくりに全力を尽くしてまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主な施策の推進について申し上げます。

まず、主要な施策の推進について述べさせていただきます。

まず1番目、快適で魅力あるまちづくり。

進行する少子高齢化、人口減少など本町の現状と課題を踏まえ、町民の生活基盤の向上と安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

道路網の整備については、主要な幹線道路及び地域の基幹的道路を年度別事業計画に基づき改良舗装を進めてきたところであります。本年度においては幌岡第3幹線、統内16線、北栄17連絡線の改良舗装、茂岩高台線ロードヒーティング改修及び、長寿命化計画に基づく橋梁の補修を継続して実施してまいります。

また、住民の生活や産業活動に支障を来たすことがないように、舗装路面の補修、冬季間の除排雪など、引き続き適切な町道維持管理に努めてまいります。

公共交通の整備については、町民の足として13年目を迎えるコミュニティバスは、通学便や物産直売所への乗入れ便など、地域住民に密着した地域公共交通として利用者数も順調に推移しております。今後も利用者のニーズに柔軟に対応しながら、利便性の向上に努めてまいります。

行政情報化の推進については、豊頃町の魅力を分かりやすく発信し、地域に新しい風を生み出す存在である関係人口を増やし地方創生を進めるため、利用者に配慮した誰もが利用しやすいホームページを構築します。

また、行政と町民の皆様とのコミュニケーションを向上させる取り組みのひとつとして、防災や行政情報など新鮮な情報をより多くの町民の皆様へ発信するためのシステムを構築し、町民の安心安全や利便性の向上を目指します。

消防・防災対策については、大津地域住民等の参加による国道336号津波緊急避難場所への避難訓練を実施するとともに、町民全体で参加する避難訓練及び職員の災害対応への訓練を実施し、町内全域で自主防災組織の立ち上げを目指し、防災意識の向上に努めてまいります。

また、大津漁港潮位観測システムの更新及びトンケシ緊急避難場所の整備、地域防災計画とハザードマップの更新を実施するなど、今後も防災・減災対策の強化に取り組んでまいります。

交通安全対策については、交通事故のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現は私たちの願いであります。本町では、第10次豊頃町交通安全計画に基づき、期別ごとの交通安全運動を展開しているところであり、今後も各関係機関と連携しながら粘り強く交通安全対策に取り組んでまいります。

消費者生活対策については、近年多発する特殊詐欺やインターネットを利用した犯罪など、様々な被害を未然に防止するため、広報紙等による情報提供と啓発に努める

とともに、振込め詐欺や迷惑電話等に抑止効果のある電話録音装置の設置推進など、関係機関と協力しながら積極的に取り組んでまいります。

住宅環境の整備については、ドリームタウン団地・パートナータウン団地の屋根外壁の塗装を行い住宅の長寿命化を図ります。また、大津港町団地は玄関ドアや内窓サッシの交換などで居住性向上を目的とする個別改善工事を行い、町民が安心して暮らせる住環境の整備に努めてまいります。

簡易水道事業については、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業で統内地区の老朽化した配水管の更新工事を実施し、良好な水道水の安定供給に努めるとともに、トンケシ緊急避難場所への増圧ポンプ場の新設及び配水管の布設整備を実施し、避難場所の充実を図ってまいります。

また、公共下水道については、下水道ストックマネジメント計画に基づき茂岩下水浄化センターの遠心脱水装置及び薬品供給ポンプの更新工事を実施するとともに、マンホールの補修により不明水の減少を図ります。また、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置についても継続して助成してまいります。

廃棄物の処理と環境保全対策については、一般廃棄物は本町の処理基本計画に基づき十勝圏複合事務組合に加盟し、中間処理及び最終処分を適正かつ計画的に行っております。

また、資源ごみの搬出促進を今後も積極的に推進し、ごみの減量化とリサイクルを主とした循環型社会の構築を推進してまいります。

公園緑地の整備については、茂岩山自然公園のトイレ改修を実施し、利用しやすい環境整備を行うとともに、ポケットパークの壁補修整備により利用者の利便性と安全の向上を図ります。

また、児童公園の遊具点検整備など、安全で快適な利用ができるよう適切な維持管理に努めてまいります。

移住・定住対策として、また人口の町外流出抑制のため、住宅取得者に対する助成や、町内から町外への通勤者に対する通勤助成などを継続するとともに、定住賃貸住宅建設に対する助成事業につきましては、現在建設中の住宅（1棟4戸）がこの年度末の完成、入居者募集となるため、その状況を考慮しながら今後において事業の検討をしてまいります。

また、茂岩栄町分譲地を昨年度から販売したところでございます。現在問い合わせはあるものの成約には至っておりませんが、引き続き販売促進に努めてまいります。

2番目、豊かな資源を生かしたまちづくりでございます。

先般、国においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、地域経済を支える農林水産業の成長のための投資と改革を大胆に進める施策を展開しており、

これら施策と連動しながら、現在の農林水産業が抱える課題に取り組む必要があり、畑作においては、スマート農業への展開の推進、道営土地改良事業や緊急農地基盤整備事業などの土地基盤整備を継続的に実施することにより、湿害に強い農業を確立するとともに、農地の面的集積による農業経営の安定化を図るため、農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保と有効利用を促進してまいります。

畜産業については、畜産基盤の整備を図るための公社営事業畜産担い手育成総合整備事業を継続して実施するとともに、畜産の収益性の向上を図るため、畜産・酪農収益力強化整備事業も引き続き取り組み、畜産経営の維持・安定に努めてまいります。また、家畜伝染病対策についても、関係機関と連携しながら引き続き強化していくこととします。

各生産者の規模拡大等に伴い、家畜の疾病発生時における生産性の低下が大きくなることが懸念されることから、豊頃町農業協同組合と連携し、家畜疾病対策事業に取り組みます。

更に、新たに優良な遺伝子を持った受精卵を確保し、町内に優秀な黒毛和種を広く普及・定着させるために、豊頃町農業協同組合・豊頃町和牛生産改良組合と連携し、「黒毛和種優良遺伝子普及事業」に取り組み、地域における畜産業の生産拡大と資質向上に支援を行ってまいります。

林業振興については、水源のかん養や山地災害の防止など公益的機能を有する森林が、本町の農業・漁業においても重要な役割を担っていることから、豊かな森づくり推進事業や森林環境譲与税の活用により、積極的に民有林の森林整備を奨励してまいります。

また、町有林においても、造林や保育、皆伐事業などを計画的に実施するとともに、森林整備に直結する林道整備事業を継続して実施し、エゾシカなどによる農林業被害対策については、猟友会の協力を得ながら、有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を積極的に展開し、被害の抑制に努めてまいります。

漁業振興については、昨年9月に発生した本町沿岸域の赤潮対策において、被害救済支援等の中央要請等を実施して対応策を求めるなどの対応を講じてきたところです。引き続き大津漁業協同組合や関係機関と連携のもと、支援施策と併せ、豊かな漁場及び漁獲の回復に向け水産振興対策を進めてまいります。

本町の主要漁業であるサケ定置漁業は、近年深刻な不振が継続しており、回復対策が急務であることから、関係機関による不漁原因の究明、孵化放流事業の強化を求めるとともに、秋サケ増殖事業等の資源増大対策に積極的に取り組み、早期の漁獲の回復に支援してまいります。

更に、北海道による大型魚礁整備による広域漁場整備事業に取り組み、大津漁業協同

組合による種苗中間育成事業等に継続的に支援することにより、前浜資源維持増大、永続的な水産業の振興に努めてまいります。

また、令和4年度には先の津波被害軽減に資する防災・減災対策施設として、嵩上げ船揚場の完成が見込まれております。

引き続き大津漁港の整備を継続的に国に要請し、関連整備を一層進め、安心・安全な操業体制の確立を目指します。

商工業振興につきましては、地域経済の活性化と消費喚起を図るため、プレミアム付商品券発行事業を継続して実施してまいります。

また、令和2年12月にオープンしたセイコーマート役場前店が商店街の活性化に繋がっており、今後も、空き店舗及び更地の活用等について、情報の提供や利活用への支援を継続して行い、地域の実情やニーズに応じて充実した商店街になるよう、商店の担い手対策についても、商工会と協力して取り組んでまいります。

これまで実践してまいりました「互産互生」事業につきましては、静岡県掛川市や宮崎県日南市との交流を基軸とし、地域経済の活性化・観光振興・移住さらに関係自治体へとそのネットワークを広げつつ、本年度も事業拡大を模索してまいります。

地域経済の活性化、観光振興、人的交流の推進など、地域における構造的な課題解決のために設立した「地域商社ココロコ」は、まちなか活性化拠点施設（ココロコテラス）を活動拠点として事業の拡充と採算に鑑み、ふるさと納税事務取扱いを中心に運営の基盤を整え、体制の構築を進めてまいります。

また、本町の観光で全国的に知名度を持つ「ジュエリーアイス」は、毎年訪れる多くの観光客に対応するため、ジュエリーハウスや駐車場を整備し、各種メディアによる紹介や町、観光協会などの積極的なPRによって北海道を代表する冬の観光地として認知されておりますが、今後とも地域住民の生活環境に影響が及ばぬよう、当地の現状や観光マナーについて訪れる方々に周知を行い、持続的に観光客を受け入れることができるよう対策を講じてまいります。

3番目、躍動感あふれる人づくりでございます。

本町では人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。昨年度、町が取り組む地方創生を加速化させるため、東京学芸大学と連携協定を締結し、教育を柱とした「関係人口」の拡充を図っていますが、今年度も引き続きお互いの経営資源を相互活用し、地方創生の加速化に取り組みます。

教育においては、本町の教育大綱の目標である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」を推進するため、学習機会の拡充やその成果を還元する取り組みの推進、生涯学習施設の効率的な利用等を図ってまいります。

学校教育においては、新型コロナウイルスの感染拡大等により臨時休業となった場

合も学習活動を継続できるように、ICTを活用したオンライン学習の環境整備等を実施し、感染対策と児童生徒の学びの保障の両立を推進してまいります。

また、将来を見据えた効果的・効率的な小・中連携教育を実施するため、豊頃中学校改築工事の継続と豊頃小学校改修工事の設計に係る費用を計上し、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた、たくましく生きていく力を持った子どもを育てる環境整備を進めてまいります。

社会教育においては、学習機会の提供と拠点施設の整備充実に努め、町民の学習意欲向上を喚起し、共に学び、共に育み、その成果を学校や地域に還元するなど、協働の心と絆を育み生涯学び続けることができる環境づくりに努めます。

さらに、町民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、文化・スポーツの振興など生涯学習社会の実現のため、総合教育会議を通じ教育委員会と連携しながら教育行政を推進してまいります。

姉妹都市との交流については、町交流協議会と連携しながら積極的に取り組んでいるところであり、相馬市・滑川市との少年親善使節団による相互交流については、近年、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっているところではありますが、感染状況を踏まえながら派遣事業の再開、オンラインによる交流等、町交流協議会と連携しながら交流事業の継続を図ってまいります。

4番目、健康で心ふれあうまちづくりでございます。

地域福祉の推進につきましては、「豊頃町地域福祉計画」に基づき、子どもから高齢者、障がい者が住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、各種施策を着実に実行してまいりましたが、本計画については、6年計画の最終年となりました。このことから、本年度中に第2期計画を策定し、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や計画推進に向けての基本的な方針を定めます。

また、様々な職種の関係者が協働して、個別支援のあり方と地域課題の検討を行う「地域ケア会議」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催できない状況が続いておりますが、オンラインによる開催の検討や情報提供に努めるなど、医療、介護、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の取り組みを推進してまいります。

更に、本町福祉の中核的施設となっている福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」は、子どもから高齢者まで幅広い世代の利用が定着しており、世代を超えた交流の場として、また、社会福祉協議会が中心となった具体的な福祉活動を実践する場として、引き続き有効利用を図ってまいります。

子育て支援については、未来を担う子どもたちを生み育てる環境づくりは大変重要な課題であり、本町においては、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、

「こどもプラザとよころ」を核として、関係機関と連携し、きめ細やかな切れ目のない子育て支援施策を展開してまいります。

保育については、保育所・学童保育所の機能及び保育の質の向上に努め、新型コロナウイルス感染症や事故防止対策を図り、安心・安全な保育環境と適切な支援を行うことができる体制を確保してまいります。

「ことばの教室」では、早期発見・早期療育を目指し、心身の発達が気になるお子さんに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた療育を行い、関係機関との連携を図りながら専門的な支援と相談支援を実施してまいります。

また、子育て支援センターにおいては、親が抱く育児・発達への不安や孤立感の解消のため、交流・相談の場などを提供し、安心して子育てができるよう関係機関・部署と連携を図り、また、一時保育、ファミリー・サポート事業を実施し、子育て支援の充実を図ってまいります。

更に、小学校入学祝金、出産祝金、健全育成支援金及び保育所通所支援金の支給を継続し、次代を担う子どもたちの健全な育成と子育て世代の定住促進に取り組んでまいります。

次に高齢者対策ですが、本町の高齢化は依然として高く、高齢化率は本年1月末で40.4パーセントとなっております。

このような状況のなか、高齢者が自立し、生き生きとした生活を送ることができるよう、「第8期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画」に基づき、医療、介護、介護予防、生活支援等の各種サービスを関係機関と連携しながら推進してまいります。

更に、令和3年11月から北海道後期高齢者医療連合の委託を受け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業実施に取り組み、国民健康保険と後期高齢者医療の間で途切れがちだった保健事業を適切に継続するとともに、健康状況や生活機能両面の課題に対し、一体的に支援できるよう努めてまいります。

介護事業については、事業者との連携を強化し、サービス提供体制の更なる充実を図ってまいります。なお、要介護や要支援状態になることを抑制するため、地域支援事業により多様なサービスを創設・提供してまいります。

また、高齢者の生活を地域で支えるため、生活支援体制整備事業に取り組むほか、「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の人やその家族を集中的に支援するとともに、各種見守りなどの事業を継続して実施してまいります。

障がい者福祉については、第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に基づき、すべての障がい者が安心して地域社会で生活できるよう取組を進めており、今年度は、発達に支援が必要な児童が療育施設等へ通園する際の助成を拡充するとともに、障がい者を地域全体で支えるシステムを関係団体と連携し

て進めてまいります。

また、障がい者の自立に向けた相談・支援体制の充実を図るために「豊頃町障がい者相談支援事業所」の機能強化と各関係機関との情報の共有と連携を取ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年4月から都道府県単位化により、北海道が中心的な役割を担い、財政運営の安定化が図られております。

当初から懸念されておりました単位化による国保税の上昇は、基金等からの繰り入れにより抑えることができておりますが、北海道が令和12年度に目指している統一保険料に向けた検討を実施してまいります。

また、「北海道クラウド」を活用した、事務処理標準システム機能の強化を図り、適切な窓口対応をしてまいります。

保健事業については、町民の健診記録などを「健康管理システム」で管理し、健康管理を適切に行うとともに、疾病の早期発見・健康維持の観点から各種健康診断を継続して実施してまいります。

また、町民の健診や各種保健事業に対する関心を高めるための普及、啓発事業により、特定健診の受診率は令和元年度において57パーセントと、全道でも19番目に高い受診率を達成しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度から受診率が減少しておりますが、今後も町民自らが主体的な健康づくりを推進するとともに、医療費の抑制が図られるよう、引き続き事業を推進してまいります。

町立豊頃医院及び大津診療所については、昨年11月から指定管理による運営を開始しておりますが、指定管理者と管理運営に関する協議の場を設け、町民の皆様へ安心安全な医療を提供するため診療体制の充実を図ってまいります。また、口腔の健康と全身の健康は密接なつながりがあることから、歯科診療所の運営についても支援をしてまいります。

あわせて、農村部の高齢者がより安全に通院できるよう、引き続き患者輸送車を運行し、通院の足の確保に努めてまいります。

猛威を振るう新型コロナウイルス感染症対策として実施しているワクチン接種につきましては、安全かつ速やかに取り進め、町民の90パーセント以上の方が2回の接種を終えております。

現在、オミクロン株の感染拡大が進む中、3回目のワクチン追加接種を段階的に実施しており、さらに今後、5歳から11歳までの児童に対する接種を着実に進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策のみならず、重篤疾病予防対策として、各種

予防接種費用の助成などを継続してまいります。

少子化、核家族化が進む中、妊娠・出産・養育期における子育て世代の母親が抱く育児不安や孤立感の解消のため、仲間づくりや交流、相談の場など安心して子育てができるよう、「子育て世代包括支援センター」を令和元年10月に設置し、相談・支援体制を整備するとともに、産後7か月未満の産婦の心身の不調や育児不安の軽減を図るために日帰り型デイサービスを提供する「産後ケア事業」を実施しております。

また、不妊治療、妊婦健診費用及び不育症治療への助成を引き続き実施するとともに、高校終了までの医療費無料化や新生児に対する聴覚検査の公費負担を継続し、ひとり親家庭の親の外来診療に係る医療費助成を新たに実施するなど、子育て世代に対する経済的な負担の軽減を図ってまいります。

最後に、5番目になります。みんなが力を合わせるまちづくりでございます。

これまで積み重ねてきた協働のまちづくりを更に発展させ、町民と行政がともに支え合いながら、地域主体のまちづくりを推進してまいります。

協働のまちづくりにつきましては、町民の皆様に浸透し、協働のまちづくり地域提案支援事業を活用して、各地域づくり協議会や行政区をはじめとする団体により、毎年多くの自主活動が進められております。

今後も、地域の課題に町民の皆様の方で取り組む協働のまちづくりの活動に対し支援を継続してまいります。

行財政の運営については、第7次豊頃町行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや経常経費の抑制、職員の意識改革等に取り組んでまいりました。今後も、町民の視点に立った行政サービスの向上と限られた予算の中で最大限効果的な行政運営を展開していくため、これまでの実績の検証・改善を継続的に実行してまいります。

本町の財政については、地方交付税に依存するところが大きく、限られた貴重な自主財源である町税の収納率向上を図るため、悪質滞納者には給与、預貯金等の差し押さえや十勝市町村税滞納整理機構への徴収委託など適正な対策を講じ、町税等の納入意識の高揚に努めてまいります。

以上、令和4年度の町政推進にあたっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際にご説明申し上げます。

まちづくりにかかる課題は多様化そして複雑化しており、決して容易なものではありませんが、町民の皆様とともに郷土豊頃町を愛し、町民憲章に掲げる「今を充実させ、未来を発展させるために」全力で町政運営に取り組む所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。町政執行方針といたします。

令和4年度もどうぞよろしくお願いいたします。

●藤田議長 次に、令和4年度教育行政執行方針について説明を求めます。

中川教育長。

●中川教育長 令和4年第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会をはじめ町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

少子・高齢化や生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな生活スタイル、人工知能（AI）やIoT等の先端技術を活用したシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する社会を目指すSociety（ソサエティ）5.0時代の到来など、社会の在り方が今までになく劇的に変化しております。その様な中、本町が将来にわたって持続的に発展し、豊かな地域社会を実現していくためには、町民が主体的に地域に参加し、多様な課題を自ら解決する人材が求められており、それらを担う教育の役割もますます重要視されております。

町民一人ひとりが生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、本町の教育目標であります「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現に向け、次の教育行政を着実に推進してまいります。

1、教育環境の整備充実。

本町の教育振興の重点的施策であります豊頃中学校改築及び豊頃小学校改修事業につきましては、昨年9月に豊頃中学校改築工事が着工し、令和5年2月の完成に向けて、現在、工事を着実にすすめているところであります。併せて、新年度予算で豊頃小学校改修工事に係る実施設計委託料を計上しております。小中連携、その先にある小中一貫教育を効果的かつ効率的に展開できる学校施設の整備を推進してまいります。

また、保護者に対する教育費負担軽減のため、小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金、高等学校等就学助成金事業、検定受験料助成事業等を引き続き実施してまいります。

学習施設においては、本町の文化・スポーツ活動の拠点施設であるえる夢館や図書館、総合体育館等について、魅力ある施設づくりと安心・安全に配慮した施設運営に努めてまいります。

2、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、学校における感染症対策や教育活動の充実などを図るため、人的・物的の両面から迅速かつ柔軟な支援を行い、あらゆる手段で、子どもたち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障できるよう取り組んでまいります。

(1) 今年度実施された全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた上で、今後も学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、国のGIGAスクール構想により整備した全児童生徒1人1台のタブレットを活用した授業を積極的に取り入れるほか、デジタル教科書の実施検証に参加しながら、アクティブ・ラーニングの視点である「深い学び」「対話的な学び」「主体的な学び」へつなげてまいります。

また、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」を活用し、学習の仕方や学習習慣が身に付くよう、家庭と連携を図りながら学力の定着に取り組んでまいります。

(2) 児童生徒の豊かな心と規範意識の育成を目的に教科化された道徳の授業において、小学校では生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに、自己の生き方についての指導を充実させ、中学生では思春期の特性を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人としての生き方を見つめさせる指導を充実させます。

また、郷土に対する誇りと愛着心を育む郷土学習や職業体験、ボランティア活動等を通して様々な人とふれ合い、互いに支え合いながら「子ども報徳訓」の実践に努め、自らの生き方を主体的に考えることができる力を育む活動を推進してまいります。

(3) 子どもの体力の向上や運動習慣の改善・定着化、望ましい生活習慣の育成については、日常生活の場である学校、家庭、地域社会が連携して取り組むことが必要となります。体力向上は健康維持のほか、意欲や気力の充実にも大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど、各学校において、それぞれ発達段階に応じた向上対策に取り組むとともに、学校、家庭、地域指導者の協力を得ながら、スポーツ少年団活動や中学校部活動を引き続き支援してまいります。

学校給食につきましては、成長期にある子どもたちの心身の健全な発達を目的に栄養バランスの優れた給食を提供するため、施設・設備の適正管理と食材等の衛生管理を徹底し、子どもたちがより安心して給食をたべられるよう食中毒、異物混入、食物アレルギー等の事故の未然防止や緊急時にも迅速な対応ができる体制構築をすすめてまいります。

また、子どもたちが健康に生活していくための食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に着けるため、栄養教諭による「食育に関する指導」を実施するほか、食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため、地場食材を活用した「ふるさと給食」や「卒業記念会食」などを実施してまいります。

(4) 特別支援教育については、人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成に向

け、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別な支援を必要とする児童生徒には、学級担任のほか全教職員で支援する体制をつくとともに、4名の特別支援教育支援員を配置し、個々の違いを認識しつつ連続性のある多様な学びの場の充実・整備をすすめてまいります。

また、教職員の指導力向上のため専門研修を受講する機会を設けるなど、発達状況に応じた指導・支援の充実を図ってまいります。

(5) グローバル化への対応が求められる今日、児童生徒の国際感覚を育むため、中学生のサマーランドへの派遣交流事業を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされているところであります。

学校の英語授業については、外国語指導助手を小中学校へ派遣し、授業補助を継続して実施します。

また、昨年9月に連携協定を締結した東京学芸大学の学生ボランティアの受入れや、北海道教育大学釧路校のへき地校体験実習などを通じて、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる育成に努めてまいります。

3、地域とともにある学校づくりの推進。

昨今の児童生徒の減少や地域の教育力の低下などを背景に、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されているところであります。

輝く子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取り組みを進める「学校運営協議会」により、地域の人々と教育目標や学校経営ビジョンを共有し、地域住民も学校運営や教育活動に積極的に携わり、共に一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を推進してまいります。

4、豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン。

教職員の長時間労働の実態は日々の教育活動の質に関わる重大な問題であるとの認識から、令和3年4月に「豊頃町立学校における働き方改革推進プラン」の改定を行ったところであります。その中でも重点的な取組みの一つである教職員の在校等時間の記録と公表を行い、保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら教職員の長時間労働の改善につなげてまいります。

また、ストレスチェックによる心身の健康保持の実現や、新たに校務支援システムを導入し業務改善を図るなど、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより学校教育の質の維持向上につなげてまいります。

5、健全育成、安全教育の推進。

(1) いじめ防止対策推進法により各学校で策定した基本方針により、いじめや不登校の未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本とし、組織的かつ迅速な対応

が図られるよう取り組んでまいります。

また、児童生徒がインターネットトラブルに巻き込まれないよう、教職員によるネットパトロールや情報モラル教育の実施のほか、危険ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導の継続についても学校と家庭が連携して適切な対応を図ってまいります。

(2) 「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」による通学路の合同点検、安全確保対策の実施により、交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進するとともに、児童生徒を犯罪から守るためには、地域の見守りや情報共有はもちろんのこと、児童生徒が自ら安全に行動する能力を身に付けることが重要であることから、各学校において交通安全教室や防犯教室等を実施するなど、事故や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

また、防災教育や避難訓練を定期的実施し、自ら命を守りぬくため主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

6、小・中学校連携教育の推進。

豊頃中学校改築、豊頃小学校改修工事の完成による小中併設校の開校を令和6年に予定していることから、小中連携教育を更に推進してまいります。児童・生徒の交流や教職員の相互派遣、授業公開や研究協議などを通じて小・中学校教職員が互いの専門性や教育課程を理解することにより、児童生徒の小学校から中学校への円滑な接続へとつなげてまいります。

また、義務教育9年間の教育課程に位置づけられている「報徳のおしえ」を基盤とした、系統的で一貫性のある連携教育を推進してまいります。

7、響きあい、高めあう社会教育の実現をめざして。

本町の社会教育が目指す姿は、第9次豊頃町社会教育中期計画の目標にある「共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進」であります。人口減少に伴う地域コミュニティ能力の低下等が懸念されている中、本町の特色を生かした社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の好循環を目指すことで郷土の発展につなげてまいります。そのために、町民一人ひとりが目標を持って学び、その成果が日常生活や社会活動で有効に生かされる社会教育を推進するため、幼児期から高齢期まで、それぞれのニーズに応じた様々な学習機会を提供してまいります。

(1) 少年教育。

幼少期は、保護者や学校、地域社会において多くの人との関わりの中で豊かな人間性や社会性、課題解決能力などを身につける大切な時期であります。

子どもたちが、ふるさとの自然や歴史など、特色を生かした体験活動に参加するこ

とにより、自ら学び、自ら考える力を身につけることや、「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めることを目的に、「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」などを実施いたします。

また、子供たちの情操教育として、優れた芸術に触れる機会を設けるため、幼児、小中学生を対象とした芸術鑑賞会や、本に親しむきっかけづくりとして、ブックスタート、セカンドブック事業を実施し、豊かな人間性や社会性を育むための教育を充実してまいります。

(2) 成人教育。

○青年教育。

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員であることを自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

○成人一般教育。

町民の高度化・多様化する学習要求に応えるため、文化講座や出前講座等の内容を充実するとともに、各種グループ、団体活動への支援を行い、学びの成果を地域で生かし連帯感を高める活動へとつなげてまいります。

○高齢者教育。

高齢者が、充実した生活を送るための学習活動の場である豊寿大学や生涯教室を継続実施し、「生きがい」「居場所」「仲間づくり」につながる学びの場の提供・支援を図りつつ、これまで培ってきた豊富な知識、経験を次世代へ伝えるための機会の拡充を図ります。

(3) 芸術・文化。

豊かな情操の育成や教養を深めることを目的に芸術鑑賞会や各種講演会等を開催し、優れた芸術・文化にふれる機会を拡充してまいります。

また、町文化協会等の自主活動団体への助言・協力やグループ自ら企画・運営する公演事業に対する支援などを行うほか、町民文芸誌「河口」の発行などを通して文芸活動を推進してまいります。

(4) 文化財。

本町には有形・無形文化財や記念物などが数多くあります。これらは町の歴史や文化を伝える重要な財産であり、豊頃町への愛着や誇りにつながるものであります。文化財資料の適切な保護・保存・活用、民俗文化財の継承・育成を支援するとともに、ふるさとへの理解や再発見を促進する学習活動をすすめてまいります。

また、町指定文化財である「はるにれの木」の保護修繕や新たに文化財資料の電子

化などにも取り組んでまいります。

(5) 社会体育。

多様化するスポーツ活動の要求や年齢・体力に応じたスポーツに親しめる生涯スポーツ活動を推進するため、各種スポーツ教室や出前講座を開催するほか、スポーツ団体・指導者の育成、関係団体と連携した各種スポーツ大会の開催など、幅広い世代が一年を通して心身の健康と体力を増進するための環境整備を図ってまいります。

(6) 学習拠点施設の整備充実。

える夢館や図書館、総合体育館、町民プールなどが安全、快適に利用できるよう、適切な維持管理と器具・備品等の充実を図るとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、有効的に利用できる施設運営に努めてまいります。

8、開かれた教育行政の推進。

情報技術の高度化やグローバル化、新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」など、社会情勢が急激に変化する中、教育行政の自律性と専門性の維持向上を目指すためには、教育関係者のみならず町民皆様の協力と相互連携が大変重要であります。

教育委員会では、施策の効果の検証と改善を絶えず行いながら効果的な教育行政の推進に努めるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学識経験を有する方々の知見を活用しながら点検及び評価を行ってまいります。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、町ホームページ等により公表を行い、説明責任を果たすよう努めてまいります。

以上、令和4年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、教育委員会といたしましては、今後も総合教育会議等を通して町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」の推進のため、小・中学校が一貫して「報徳のおしえ」を系統的に学び続け、「知・徳・体」のバランスに富んだ逞しく生きていく力と豊かな心を持った子どもを育てる学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興などに努めてまいります。

町議会をはじめ町民皆様の教育行政に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●藤田議長 これで、令和4年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての、説明は終わりました。

3時20分まで休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時20分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第 16 号

●藤田議長 日程第 15 議案第 16 号行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書 1 ページを御覧願います。

議案第 16 号行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

本案は、新型コロナウイルスの感染防止が求められる中、国においては行政手続における書面規制、押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、総務省自治行政局長名で、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知があったことから、本町においても町民の利便性と自治体業務の効率化を目的に、特に押印の見直しを推進することとし、関係条例について必要な改正を行うものであります。

条例制定の主な内容について説明いたします。

議案説明書 1 ページを御覧願います。

第 1 条、豊頃町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、同条例第 4 条第 4 項審査申出書、第 7 条第 3 項口頭意見陳述についての調書、第 8 条第 5 項口頭審理における口述書、同条第 8 項口頭審理についての調書、第 9 条第 2 項実地調査についての調書、第 10 条第 2 項疑義についての調書、及び第 11 条第 1 項決定書の押印要件を削除。

第 2 条、豊頃町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、同条例別記様式宣誓書の押印箇所を削除。

第 3 条、豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正については、同条例別記様式給与等の口座振替申出書の押印箇所を削除。

第 4 条、豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の一部改正については、同条例別記様式第 1 号交付申請書及び別記様式第 2 号交付決定通知書の押印箇所を削除。

第 5 条、豊頃町入学祝金支給条例の一部改正については、同条例別記様式第 1 号支給決定通知書の押印箇所の削除及び 4 携行品から「印鑑」の文言を削除。

第 6 条、豊頃町火入れに関する条例の一部改正については、同条例別記様式第 1 号火入許可申請書の押印箇所を削除。

第 7 条、豊頃町定住促進賃貸住宅建設事業助成金に関する条例の一部改正については、同条例別記様式第 1 号認定申請書、別記様式第 6 号変更承認申請書、別記様式第

7号実績報告書及び別記様式第10号地位承継承認申請書の押印箇所を削除するものであります。

なお、附則として、本条例の施行期日を令和4年4月1日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 ただいま行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の説明がありました。

今回の改正条例では、条例が7件であります。いずれも申請書、申立書、申出書等の押印が省略され署名だけになるという、そういう改正であります。この7条例のほかに、これらに該当する押印が省略できるような条例は、私はまだ全て確認していません。ほかにないのですか。ほかに規則、それから規定等がありますけれども、その中にもいろいろ申請書だとか申出書だとかありますけれども、それら全ての押印が省略される、署名のみでいいということになるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 答弁いたします。

今回条例を7条例上げさせていただきましたけれども、このほかに今回規則、規定、要項、要領、細則、基準などを改正いたしまして、全部で597か所の押印等の見直し、改正をしております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 条例は7条例しかないのですね。ほかには条例でこういう申請書とか申出書の規定というのはなかったのでしょうか。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 今回条例として見直しの検討をした条例数ですね、それは14条例あります。そして件数にして35件ありまして、これを各担当課で押印が必要かどうか検討していただきまして、結果的に例規数としては7つ、件数としては16件ということになりました。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今の説明を聞きますと、まだ押印しなければならない申請書等がま

だ残るのですね。その違いというのはどこにあるのですか。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 基本的には認め印と言われるものです、世の中の。認め印と言われるものを使うものについては、認め印の証拠能力というのはありませんので、基本的に廃止対象ということで進めさせていただいております。そのほかに、この押印等の中には申請のときにする押印だけではなくて、先ほどの改正のように、本町から決定通知書とかに町長印を押して出すものも、今回2件ほど廃止対象に入っていますけれども、そういうのも見直しがあります。

基本的には決定書であっても、今回高等学校の就学助成金と入学祝金を廃止しましたけれども、この2つについてはどちらかという、うちのほうで対象者を100%絞り込んで決定通知書を出しているわけですから、間違いのないです。そういう場合には町長の公印というのは押さなくてもよろしいですけれども、あくまでも申請に基づいて100%の対象者ではない場合には、やはりこちらからの決定通知書とかはきちんと公印を押して出すべきだと、そういうふう判断して、いろいろなケースがあるのですけれども、対象としてはそういう形で今回見直し対象にならなかった部分もあります。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 質問3回終わりましたけれども、一つだけもう一度確認したいのですが、町民の方が申請する場合、押印が必要な場合というのはあるのですか。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後 3時29分 休憩

午後 3時30分 再開

●藤田議長 議事を再開します。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 答弁いたします。

基本的に町民が申請する申請書と呼ばれるものですね。それは基本的には押印は必要はありません。ただ、何が残っているかといいますと、契約ですとか、協定ですとか、権利関係のあるもの、こういう重要書類についてはまだ印鑑を必要とさせていただいております。

以上でございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 参考に聞きます。

既に終えているのですが、結果的に今の公営住宅の場合、これちょっと確認の意味

の質問ですよ。公営住宅に入られる場合の保証人さんというのは必ずいるわけです、現在ね、本町においても。その保証人さんはもう既に押して出しているのですが、そういうものは例えば実例としてどう解釈しますか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

今、保証人制度自体なくなりまして、緊急連絡先という形で電話番号等までお伺いする形で聞いております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 それは今初めて聞いたのですが、そういうものについての対象者、保証人には、そういう何か広報か御連絡は手段としては終わっているのですか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 普通に生活されているときは、緊急連絡先という方に連絡することはないのですが、もしも体調を悪くされたりですとか、何かあった場合、そういうときのための緊急連絡先という形で今はお伺いしております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●藤田議長 日程第16 議案第17号豊頃町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第17号豊頃町課設置条例の一部改正について説明申し上げます。

す。

議案書 7 ページを御覧ください。

課の設置については、行政改革大綱に基づいて事務事業の見直しや経費削減、職員の資質向上、意識改革など、組織機構を整備しながら随時必要に応じた見直しを行ってまいりました。

本案は、役場の組織機構について、町民の皆様に分かりやすく時代にあった機構とすること、加えて職員の年齢構成が大きく変化していくことから、今後も限られた財源を効率的に活用しながら機構の再編、庁舎内業務配置見直しを行い、行政サービスの一層の向上を図るもので、課の設置条例の一部を改正するものであります。

第 1 条は、課の設置規定で、「子育て支援所」及び「商工観光課」を削り、その分掌事務を福祉課及び企画課に統合するもので、議案説明書 15 ページを御覧願います。

説明書 15 ページ、説明第 2 号、課の配置につきまして、左の表、現行町長部局 8 課から、右の表のように 6 課の体制とするものであります。

第 2 条は、各課の分掌事務であり、16 ページから御覧ください。

17 ページ、現行欄、住民課分掌事務中、第 7 号及び第 8 号の町有財産及び契約関係事務を改正後の欄、総務課の分掌に移行し、18 ページ、現行欄、子育て支援所事務を改正後の欄、福祉課に移行、19 ページ、商工観光課事務を改正後の欄、17 ページ企画課に移行するものであります。

なお、会計管理者の補助組織である出納室については、20 ページにお示しした会計管理者の権限に属する事務の処理に関する規則に定めているところですが、今回出納室を廃止し、出納事務に係る補助組織を住民課とするものであります。

附則として、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 課の設置条例の一部改正、時代に即応した行政機構の見直し、これは大変必要なことだと思います。

今の説明で課の係の事務分掌、またこれの配置等が分かりましたが、出納室が住民課のほうに、会計管理者として住民課長が兼務するようになるのですが、出納業務の関係なのですが、会計管理者は町の補助機関でありまして、全体的な会計事務の処理のボリュームが大きなものがありますけれども、その業務体制について支障が生じないのかどうなのかちょっと心配をしているのですが、その辺どうなのかと、今の出納

係というのは出納室に入っていますよね。そのままの体制で出納業務が今の場所で行われるのか。

それともう1点、出納室の中に耐火金庫が、大きな金庫がありますけれども、この金庫の管理はどういうふうになるのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 現在の予定を申し上げます。

業務の内容につきましては、議員御指摘のとおり、規定に定められている内容でありまして、係員は今会計管理者含め出納室3名体制ですが、今後も住民課長が会計管理者を兼務したほか、職員数3名体制を維持したいという町長の考えであります。

なお、勤務場所につきましては、1階の現在戸籍の窓口の隣に配置する予定であります。

3点目の金庫につきましては、非常に大切なものであり、移動することは不可能でありますので、今後も現状に置いて使用したいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 終わりにしたいと思いますのですが、出納室から1階の今の窓口業務のほうに移って業務するようになるというお話ですけれども、今の出納室はどんな利用することになるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 現在の予定でありますけれども、現在の出納室は今後4月1日の配置替えによって、総務課危機対策係、それから管財契約係、2係を集約し、あそこに防災関係の機器等配置しまして運用したいというふうに考えております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 18 号

●藤田議長 日程第 17 議案第 18 号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第 18 号豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

議案書 11 ページです。

本案は、ただいま議決いただきました豊頃町課設置条例の一部改正に伴い、本条例別表第 2 に定める級別職務分類表の級別職務内容の一部を改めるものであります。

議案説明書 23 ページをお開きいただき、説明申し上げます。

23 ページ、現行欄、6 級第 1 号の規定から「室長」及び「子育て支援所長」を削り、改正後の欄、5 級第 1 号に課長補佐同等職として「子育て支援所長」を加えるものであります。

附則として、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 19 号

●藤田議長 日程第 18 議案第 19 号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第19号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書13ページ及び議案説明書25ページ、説明第4号を御覧願います。

説明第4号に基づきまして、御説明申し上げます。

初めに、改正の主旨でございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る被保険者均等割額を減額するなどの軽減措置を講ずることから、豊頃町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容についてでございますが、第23条第2項で、小学校就学前の未就学児に係る国民健康保険税被保険者均等割額の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額を5割減額するものであります。

次ページの26ページを御覧願いたいと思います。

上段が現行の低所得者世帯に係る軽減額を、下段に改正後の未就学児に係る軽減額を記載したものであり、軽減を受けていない世帯の未就学児は均等割額の5割を、軽減世帯の未就学児は軽減後の均等割額の5割をそれぞれ新たに減額するものであります。

併せて、ほか法改正に伴う項番号追加等による条文の整理、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、附則として第1条に施行期日を、第2条に適用区分を規定しております。

本改正案は、本年2月14日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日改正案どおりに実施するよう答申されておりますことを、あわせて御報告させていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

●藤田議長 日程第19 議案第20号豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案第20号豊頃町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明をいたします。

議案書17ページ、議案説明書41ページを御覧いただきたいと思います。

本案につきましては、ひとり親家庭の福祉向上を目的として、ひとり親家庭の母または父の外来通院費について本条例による助成の対象とすることとして、所要の改正を行うものであります。

議案説明書、説明第5号に基づき説明させていただきます。

条例第3条中、下から2行目にございます「ひとり親家庭の母又は父にあっては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。」として助成の対象を限定している部分を削ることにより、外来通院費を助成対象とするよう改めるものでございます。

なお、附則として、第1項に施行期日を令和4年4月1日とし、第2項に経過措置をそれぞれ規定するものでございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

●藤田議長 日程第20 議案第21号豊頃町消防団条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

波多野消防署長。

●波多野消防署長 議案第21号豊頃町消防団条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書19ページをお開きください。

本案につきましては、消防団員数の減少が続いていることから、地域防災力の要となる消防団員の確保を目標として、消防庁長官より「消防団員の報酬等の基準の策定について」が発出され、報酬の基準額が示されたことから年額報酬及び災害等の職務に従事した場合に支給する出動報酬の改正を行うことで、消防団員の士気の高揚と住民の積極的な消防団への参加を図るものです。

なお、従来は水火災等非常災害及び訓練等での出動は旅費、費用弁償と整理されておりましたが、国が報酬として支出することが妥当と判断したことから、本町においても報酬として報酬額を制定いたします。

議案説明書43ページをお開きください。

それでは、条例改正について改正条文に沿って御説明させていただきます。

出動手当等これまでの費用弁償から報酬へ変更するため、第12条の費用弁償の規定を次のように改めます。

第12条第1項中「、別表第1」の次に「及び別表第2」を加え、同条第2項を削ります。

同条第3項中「前項の場合を除き、団員」を「団員」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「費用弁償」を「旅費」に改め、同項を同条第3項とします。

別表第1でございます。

団員の報酬の年額「32,000円」を「36,500円」に改めます。

別表第2を御覧ください。議案説明書43ページから44ページになります。

表中、「水火災等非常災害出動費用弁償」を「水火災等非常災害出動報酬」に改め、その支給額を1日「5,500円」から、「8,000円」に、摘要として1日の単位を「4時間」から「7時間45分」に改めます。

「警戒出動費用弁償」を「警戒出動報酬」に改め、その支給額を1日「4,200

円」から、「4,500円」に改めます。

「訓練出勤費用弁償」を「訓練出勤報酬」に改め、その支給額を1日「4,200円」から、「4,500円」に改めます。

「機関員費用弁償」を「機関員報酬」に改めます。

「暖房管理出勤費用弁償」については、暖房管理に出勤する団員の軽減を図るため、今後職員が業務管理することとし、暖房管理出勤費用弁償を削ります。

附則として、本条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第21 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、明日、3月11日から同月15日までの5日間を休会にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、明日、3月11日から同月15日までの5日間を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日は、これで散会します。

午後 3時54分 散会